東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可(平成29年度の接続料の新設及び改定等)について

(諮問第3091号)

<目 次>

1	幸	B告書	(案) -									1
2	Ħ	ョ請概	要									3	1
実績	原促	五方式に基	づく平	成2	9 年度	きの接	続料の)改定等	等につ	いて・			3 1
平成	, 2 9	年度の加	入光フ	アイル	バに係	系る接	続料の)改定(こつい	て…			4 5
平成	, 2 9	年度の次	世代ネ	ットワ	フーク	7に係	る接続	た料の 新	新設及	び改定	三につり	いて・・・	5 1
長期	増え	費用方式	に基づ	く平月	或29	9 年度	の接続	た料の こ		につし	٠٠		6 9
3	智	客査 結:	果									7	4
実績	原促	五方式に基	づく平	成 2:	9 年度	きの接	続料σ)改定等	等につ	いて・			7 4
		年度の加											7 9
平成	, 2 9	年度の次	世代ネ	ット「	フーク	7に係	る接続	長料の 新	新設及	び改定	ミにつ (いて・・・	8 2
長期	増分	}費用方式	に基づ	く平月	並2 9	9 年度	の接続	制の記	 と定等	につし	۱ ۲		8 5
参表	₹												
_			, I I .	4.1 =		المالد	. .	_ =	10 / -	=	- L	7 1	=-
C)	接続料	4と	村片	Ħ 者	料	金と	(0)	関係	にほ	封す	る検	訨
別流	忝	(大部	のt:	:め	省田	烙)							
C	•	接続約		_			中軸		(写	١)	(市	日本)
_									` •	•			
C)	接続絲	勺款?	変見	旦談	, _□	甲請	書	(与	.)	(四	日本)

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会 主 査 相 田 仁

報告書(案)

平成29年2月7日付け諮問第3091号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務 省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当 委員会の考え方。)。

NTT東日本・西日本に対し、平成28年度に実施した償却方法の定額法への移行等の取組によるドライカッパ接続料に係る費用低減効果の具体的な影響額が判明したら、遅滞なく当該影響額を接続事業者に開示することを要請すること(考え方2)。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案) (平成 29 年度の接続料の新設及び改定等)

(1) 実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等に対する意見及びその考え方

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
意見1 ドライカッパ接続料の抑制を目的にメ	再意見 1	考え方1	
タルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイ			
バの接続料上昇につながるような措置は取る			
べきではなく、メタルから光ファイバへのマ			
イグレーションを促進するため、光ファイバ			
に係る各種接続料・工事費について更なる低			
廉化を図ることが重要。			
○ 今回申請された平成 29 年度接続料は、メタ	〇 当社は、引き続き光のトータルコストの削	〇 ドライカッパ接続料については、「メタル	無
ル回線利用者が減少し続けている中、報酬額	減と接続料の低廉化に努め、光の新規需要拡	回線のコストの在り方に関する検討会」報告	
の増加や調整額の影響等により、NTT 東・西と	大に取り組んでいく考えです。	書(平成 25 年 5 月)を踏まえて、ケーブル保	
もに前年度に比べ大幅に上昇しており、この	また、平成24年度及び平成25年度接続	守に係る費用や電柱等・土木設備に係る費用	
急激な接続料上昇の激変緩和措置のため、平	会計において実施したメタル回線と光ファイ	の配賦方法等を見直した結果、これまでメタ	
成 27 年度の調整額のうちの一部について、平	バ回線との間における施設保全費等の配賦方	ル回線に配賦された費用の一部が光回線に配	
成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接	法の見直し等については、コスト把握の精緻	賦されることとなったが、これは 費用の配賦	
続料原価に繰り延べて算定することについ	化を図るために実施してきたものであり、適	基準について、業務の実態や電柱等・土木設	
て、第一種指定電気通信設備接続料規則第3	切な措置であると考えています。	備のメタル回線と光回線による利用実態をよ	
条ただし書の許可を求める申請が行われてお	なお、KDDI殿のご指摘のとおり、当社	<u>り精緻に反映させたもの</u> である。	
ります。	としては、合理的な理由なくドライカッパ接		
このような接続料の急激な上昇は、接続事	続料を抑制する措置を採る考えはありませ	〇 アクセス回線の円滑な移行に向けた競争環	
業者の事業運営に大きな影響を与えることに	λ_{\circ}	境を整備する観点から、 <u>加入光ファイバの接</u>	
なるため、接続料の大幅な変動の要因が調整	(NTT東日本・西日本)	続料及びこれに関連する工事費の更なる低廉	
額制度に起因するような場合は、「調整額制		<u>化が重要</u> であり、 <u>NTT東日本・西日本にお</u>	
度に起因する接続料の急激な変動の抑制措	O KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といい	いては企業努力による更なる効率化・費用削	
置」を講ずることによって平準化を図る等、	ます。)の意見に賛同いたします。	<u>減の取組が求められる</u> 。	
一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファ	現在、PSTN マイグレーションの議論の中		
イバへのマイグレーションが進展している中	で、メタル回線から光回線への移行促進が課		

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
においては、マイグレーションを促進し、利	題として挙げられているものの、光 IP 電話		
用者が光ファイバのような新しいサービスに	はブロードバンドインターネットのオプショ		
円滑に移行できるような対応を行うことが重	ンサービスとして提供されているため、ブロ		
要です。	ードバンドを必要としないお客様にとっては		
そのためには、今後、ドライカッパ接続料	メタル電話の代替サービスにはなり得ませ		
の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見	ん。		
直す等、光ファイバの接続料上昇につながる	さらに、メタル回線市場は需要が減少して		
ような措置は取るべきではなく、メタルから	いるとはいえ、2,000 万回線以上の大きな需要がなることを表慮しませた。 利用者保護等		
光ファイバへのマイグレーションを促進する	要があることを考慮しますと、利用者保護等 の観点からも、メタル接続料の急激な上昇を		
ため、光ファイバに係る各種接続料・工事費 について更なる低廉化を図ることが重要と考	の観点からも、メダル接続科の志激な工弁を 抑制する必要があります。今回の申請におい		
こういく更なる仏廉化を図ることが重要と有 えます。	て、激変緩和措置により調整額の一部を繰り		
(KDDI)	延べ、結果としてスタックテストの要件も満		
(NDD1)	たしたことは適切な対処であり、次年度以降		
	も同様な措置を取る必要があります。		
	(ソフトバンク)		
意見2 平成29年度のドライカッパ接続料に関	再意見2	考え方2	
して、平成30年度の接続料原価に調整額の一			
部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたこ			
とは、適切な措置。			
平成 30 年度の接続料金については、事業者			
の予見性及び接続料算定の透明性確保の観点			
から、減価償却方法の見直しによる費用低減			
効果の具体的な影響額をNTT東日本・西日			
本以外の事業者もシミュレーションできるよ			
うな情報の開示が望ましい。			
〇 平成 29 年度のドライカッパ接続料に関しま	〇 平成30年度のドライカッパ接続料の水準	〇 平成 29 年度のドライカッパ接続料に係る調	無
して、平成30年度の接続料原価に調整額の一	については、需要の減少度合いが同様である	整額を平成 30 年度に一部繰り延べることにつ	
部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたこ	とすると、平成29年度の接続料水準から大	いては、NTT東日本・西日本から第一種指	
とにより、当初の見込値よりも安価な料金で	幅には変動しないものと想定される旨を事業	定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の	
申請されています。これは、需要が減少して	者説明会等の場でお示ししており、接続事業	規定に基づく許可申請が行われている。	
いるとはいえ、メタル回線が依然として 2,500	者の予見性は十分確保されているものと考え	これは、接続料の負担水準が必要以上に年	
万回線以上存在することを踏まえると適切な	ております。	度毎に変動することを回避しようというもの	

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
措置であると考えます。	なお、当社設備の資産取得年度毎の取得資	であり、申請事業者において適切な配慮がな	
また、平成30年度の接続料金につきまして	産価額及び正味資産価額の内訳を開示した場	されたものと考えられる。	
は、平成 28 年度に実施した減価償却方法の見	合、老朽化等に伴う設備更改の発生見通しを		
直しによる費用低減効果が見込まれることか	予見することが可能となり、ひいては、物品	〇 他方、接続料の算定方法において用いられ	
ら、繰延べによる調整額の増加影響を緩和で	購入や工事に係る発注計画が類推可能となっ	た前提条件の透明化や接続事業者の予見可能	
きるとのことで、東日本電信電話株式会社殿	て、価格交渉に影響を与える等、当社の効率	性を確保することは可能な限り追求されるこ	
(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日	的な事業運営に支障が生じるおそれがあるた	とが必要であり、NTT東日本・西日本にお	
本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」	め、開示することはできません。	いて、平成 28 年度に実施した償却方法の定額	
といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」とい	(NTT東日本·西日本)	法への移行等の取組による費用低減効果の具	
います。)におかれましては、平成 28 年度上		体的な影響額が判明したら、遅滞なく当該影	
期等の実績値を元に精緻にシミュレーション		響額を接続事業者に開示するよう、総務省か	
したものと想定しますが、NTT 東西殿以外の事			
業者にはその予測の根拠が開示されておりま			
せん。			
事業者の予見性及び接続料算定の透明性確			
保の観点から、減価償却方法の見直しによる			
費用低減効果の具体的な影響額を NTT 東西殿			
以外の事業者もシミュレーションできるよう			
な情報の開示が望ましいと考えます。			
具体的には、メタルの端末系伝送路に係る			
市内線路設備の取得価額及び正味価額は既に			
公開されていますが、その取得価額及び正味			
価額の資産取得年度毎の金額内訳を地下と架			
空毎にご教示いただくことで、減価償却方法			
の見直しによる費用低減効果の試算が可能に			
なるものと考えております。			
(ソフトバンク)			
意見3 低速系専用線(ディジタルアクセス	再意見3	考え方3	
(64Kb/s、128kb/s)) については、NTT東			
日本・西日本においては、これまでの総務省			
からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト			
削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制する			
とともに、適切な代替サービスの検討等を進			
めることが必要。			

			T
意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
また、調整額制度に起因する接続料の急激			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
な変動を抑制するため、今回申請された平成			
29 年度接続料について、ドライカッパ接続料			
同様、調整額の一部を平成30年度の接続料原			
価に繰り延べる措置を取ることが必要。			
〇 今回申請された平成 29 年度接続料は、前年	○ 専用線サービスについては、利用者ニーズ	〇 通信路設定伝送機能(専用線)の接続料に	無
比で NTT 東+6.6%、NTT 西+56.1% (高速デ	の変化により、IP-VPNや広域イーサネ	ついては、需要の減少に加え、設備更改に伴	
ィジタル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ	ット等の法人向けデータ通信サービスやモバ	う固定資産除却費の増加、報酬額の増加等の	
2、同一 MA 内の場合) の上昇率となってお	イル通信サービスへの移行が進み、需要の大	影響により上昇しており、 <u>NTT東日本・西</u>	
り、平成 25 年度接続料と比較すると、実にこ	幅な減少が続いていることから、当社のコス	日本においては更なる効率化・費用削減の取	
の 4 年間で接続料が NTT 東で 1.8 倍、NTT 西で	ト削減努力を前提としても、今後も接続料水	<u>組が求められる</u> 。	
3.2倍にもなっております。	準が上昇していくことは不可避であると考え		
特に NTT 西においては、平成 29 年度接続料	ます。	〇 本機能の接続料が平成 29 年度に上昇するこ	
に加算された調整額が申請された接続料の約3	こうした状況下にあっても、接続料は、第	とになっているのは事実だが、 <u>接続料の水準</u>	
割を占めており、これは今回、第一種指定電	一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義	が上昇する場合に調整額がすべからく繰越と	
気通信設備接続料規則第3条ただし書の許可	務付けられている機能の適正な対価として、	<u>なるべきとまでは言えない</u> ので、これは、 <u>一</u>	
を求める申請を行い、調整額の一部を平成 30	実際に要した設備コストを利用に応じて負担	<u>次的には認可申請者において判断することが</u>	
年度の接続料原価に繰り延べを行ったドライ	いただくものとすることが原則であり、接続	<u>適当</u> である。	
カッパ接続料における約 1 割と比べても、非	事業者には、当社利用部門と同様に負担いた		
常に大きな調整額の影響となっております。	だかざるを得ないと考えます。	〇 需要の縮退している本機能に代替する機能	
低速系専用線(ディジタルアクセス	当社としては、引き続き、徹底した効率化	としては、例えば、データ伝送に係る機能が	
(64Kb/s、128kb/s)) については、同等の料	努力によりコスト削減に取り組んでいく考え	考えられるが、これらについても、 <u>代替機能</u>	
金水準・機能で提供できる適切な代替サービ	です。	<u>として十分な条件が確保されるように、更な</u>	
スがない等の問題もあることから、現時点で	また、「適切な代替サービスの検討等を進	<u>る効率化・費用削減の取組がなされることが</u>	
も相当数の利用者が残っており、そのような	める必要がある」との意見については、当社	<u>必要</u> である。	
状況において接続料が急激に上昇すると、接	を含め各事業者がIP-VPNや広域イーサ		
続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利	ネット等の法人向けデータ通信サービス、モ		
用者に代替サービスを提供できないまま接続	バイルデータ通信サービス等、幅広い選択肢		
事業者が事業から撤退せざるを得ない事態に	の中から検討を行い、各々の利用者に対して		
なることも想定されるため、NTT 東・西におい	移行提案を行っていくべきものであると考え		
ては、これまでの総務省からの要請事項を踏	ます。		
まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料	なお、調整額の一部を繰り延べる措置につ		
の急激な上昇を抑制していただくとともに、	いては、「調整額制度に起因する接続料の急		
適切な代替サービスの検討等を進める必要が	激な変動の抑制措置について」(平成25年		

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
あると考えます。 また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成29年度接続料について、ドライカッパ接続料同様、調整額の一部を平成30年度の接続料に価に繰り延べる措置を取ることが必要です。 平成30年度接続料については、平成28年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、調整額の一部を繰り延べても、その影響については緩和されるものと考えます。 (KDDI)	7月30日 総務省を必要は いることき が適 当とした にることき が適 当とした で、接続 と で、接続 と で、		
意見4 今後、今回同様に接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用する接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確保することが必要。また、「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申~移行後のIP網のあるべき姿~」	再意見 4	考え方4	

意見		考え方	修正の
で言及されているとおり、機能を廃止する計			有無
画の「網機能提供計画」の届出対象への追加			
が必要。			
〇 ボトルネック性を有する第一種指定電気通	O 接続機能の廃止にあたっては、これまでも	○ 接続事業者が利用者にサービスを提供する	無
信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サー	廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当	ために不可欠な 第一種指定電気通信設備に	/III
ビスや機能の提供を終了した場合、これらの	該機能を利用する接続事業者との間で新規受	係る接続機能の提供の終了は、接続事業者が	
サービスの利用者並びに接続事業者が当該機	付停止時期や移行方法等に関する事前協議を	当該接続機能を利用して提供するサービスの	
能を利用して提供するサービスの利用者等に	綿密に行い、当該事業者の対応期間を十分に	利用者にも重大な影響 <u>を及ぼすことにな</u>	
重大な影響を及ぼすため、利用者保護の観点	確保するとともに、ご要望いただければ代替	る。	
で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整	機能等の提案を行う等、丁寧に対応してきた		
備することが必要です。	ところであり、今後も同様の対応を実施して	〇 そのため、当該接続機能の終了に係るルー	
「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次	いく考えです。こうした対応を行ってきた結	ルの在り方については、これまで情報通信審	
答申~移行後の IP 網のあるべき姿~(案)に	果、接続事業者において、利用者保護の観点	議会電話網移行円滑化委員会及び同利用者保	
おいても述べられているとおり、第一種指定	から支障は生じていないものと考えており、	護WGにおいて議論され、 <u>情報通信審議会答</u>	
電気通信設備に係る接続機能の終了に伴って	接続機能の廃止に係る新たな規律を設ける必	申「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答	
接続約款が変更される場合には、「当該接続	要はないと考えます。	申~移行後のIP網のあるべき姿~」(平成	
約款の変更に係る認可の要件の一つとして、	なお、技術の変化や経済性等の理由から、	<u>29 年 3 月 28 日)において、</u> 「接続機能の終	
第一種指定電気通信設備設置事業者は他事業	全く同等の代替機能、サービスがないまま、	了に伴って接続約款が変更される場合には、	
者に対して十分な周知期間を確保することが	接続機能を廃止せざるを得ない場合があるこ	当該接続約款の変更に係る認可の要件の一つ	
明示されること」「第一種指定電気通信設備	とも想定されますが、「代替性」を厳格に解	として、第一種指定電気通信設備設置事業者	
設置事業者においては、終了に係る機能の代替措置について、具体的な提案を行うなどの	釈することで、事業の退出が実質的に制限されることがないよう留意いただきたいと考え	は他事業者に対して十分な周知期間を確保す	
対応を接続事業者に対して行うことが望まれ	れることがないより笛息いたださたいと考え ます。	ることを明示することが必要である。第一種指定電気通信設備設置事業者においては、	
ること」といった対応が求められておりま	ー より。 (NTT東日本・西日本)		
ること」というた対応が、水のられておりよりす。		な提案を行うなどの対応を接続事業者に対し	
」 。 したがって、今後、今回同様に接続機能の	○ KDDI 殿の意見に賛同いたします。	て行うことが望まれる。」との考え方が示	
廃止や整理品目化が行われる場合には、当該	東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東	<u> </u>	
機能を利用する接続事業者との間で事前協議	日本殿」といいます。)及び NTT 西日本殿(以	240726	
を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者	下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がサ	○ また、同答申において、「第一種指定電気	
の対応期間を十分に確保することが必要だと	ービスや機能の提供を終了する際の手順は、	通信設備の機能を廃止する計画についても、	
考えます。また、あわせて、「固定電話網の	オープンな場で議論した上で整備されるべき	『網機能提供計画』の届出対象であることを	
円滑な移行の在り方」一次答申~移行後の IP	と考えます。	明確にするなど、接続事業者への情報開示の	
網のあるべき姿~(案)で言及されていると	(ソフトバンク)	<u>一層の充実を図る必要</u> がある。」との考え方	
おり、機能を廃止する計画の「網機能提供計		が示された。	

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
画」の届出対象への追加が必要だと考えます。 (KDDI)		O <u>総務省においては、上記答申の考え方に沿って、具体的な施策を講じていく必要がある</u> 。	
意見5 NTTコミュニケーションズの所有ビルでNTT東日本・西日本の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT東日本・西日本ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備がNTTコミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要。	再意見 5	考え方 5	
○ <ntt コミュニケーションズの所有ビル等における情報開示について=""> 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する再意見募集」において当社より再意見したとおり、NTT 東・西の義務的コケーションが提供されている場合、又は、NTT 東・西が提供されている場合、又は、NTT 東・西の接続約款(第 99 条の 2)による空き情報等の開示対象外であることでは、NTT 東・西の接続約款(第 99 条の 2)による空き状況が、後者についてはよる空き状況が、後者についてと電力容量の空き状況ができませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要だと考えます。 (KDDI)</ntt>	〇 NTに対して、	○ NTT東日本・西日本によるコロケーションや電力設備の提供がやむを得ない事情から NTTコミュニケーションズの所有ビルにおいて提供されている場合_であっても、可能な限り情報の開示が行われる必要_があり、総務省において、その具体策に関して検討を行う必要がある。	無

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
	確認等を行い、調査回答しているため、現時点において、電力設備の空き状況を事前開示することは困難です。 (NTT東日本・西日本)		
	O KDDI 殿の意見に賛同します。 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」の中で当社からも意見した通り、NTT コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTCom 殿」といいます。)の所有ビルにおける NTT 東西殿の義務コロケーションエリアに関しては、コロケーションリソースに関する情報が開示されておりません。当該ビルにおいて、リソースの空き状況を確認する為には、現状、定期的に POI 調査(有償)を行うことにより確認するしかないため、KDDI 殿の意見内容の通り、リソースの空き状況等の情報開示が必要です。 (ソフトバンク)		
意見6 コロケーションや中継ダークファイバ 区間において、長期間にわたりDランクのま ま空きの確保が困難な区間で、接続事業者か ら要望のある区間については、計画的にDラ ンクを解消することも検討すべき。	再意見6	考え方6	
O <長期間にわたり空きが確保できない区間 (Dランク) に対する対処について> NTT 東・西の加入光ファイバを用いた移動・ 固定通信のインフラ構築や FTTH サービスの展 開エリアの拡大等のためには、NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソース、 及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠ですが、長期間にわたり空きが確保できない 区間 (Dランク) 存在するため、接続事業者が	O 当社は、これまで、有限のコロケーションスペースや中継光ファイバ等を円滑に有効活用していただくための仕組みの整備に努めてきたところであり、当社が利用していたコロケーションスペースや中継光ファイバ等を利用しなくなり、それらが不要となる場合には、接続事業者に利用いただける状態としてきました。 また、中継光ファイバの空き芯線が無い場	〇 コロケーションに関し、長期間にわたり空きが確保できない場所について、スペースの 効率的利用等により、その状態の解消に努め られる必要がある。	無

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
計画的に事業展開できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざるを得ないケースが生じております。 コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたり D ランクのまま空きの確保が困難な区間で、接続事業者から要望のある区間については、例えば、NTT 東・西が利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていないか検証したり、中継区間においてNTT 東・西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことによって、計画的にDランクを解消することも検討すべきだと考えます。 (KDDI)	合については、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		有無
	対応時期の情報開示について検討を進める必要があります。 (ソフトバンク)		
意見7 現在の算定のように、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮するのではなく、「投資その他の資産」(固定資産)は自己資本から圧縮し、それ以外の「流動資産」を「その他負債」から圧縮した方が、より実態に即した算定になる。 今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルー	再意見7	考え方7	

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
ルに関する意見募集」を踏まえた接続ルール			13711
の検討の場等において、詳細の検討が必要。			
〇 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルー	〇 接続料算定上のレートベースに対応する資	〇 報酬額の算定に係る資本構成比率の算定方	無
ルに関する意見募集」において当社より意見	本構成比の算定については、そのレートベー	法については、意見の問題提起について、 <u>接</u>	
したとおり、NTT 東・西の接続料に係る報酬額	スが接続機能の提供に真に必要な範囲での資	<u>続ルール全体の検証の中で、総務省において</u>	
を算定するための資本構成比は、現在、レー	産に限定されていることから、貸借対照表の	<u>検討を行うことが適当</u> と考えられる。	
トベースの構成資産に係る資金調達の実態等	数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対		
をできるだけ反映させた資本構成比を用いる	照表の総額を一致させることで、適切な接続		
手法が用いられています。具体的には、レー	料算定を行っています。		
トベースの構成資産にあわせた資本構成比を	その際、自己資本は、投資その他の資産の		
算出するために、貸借対照表上の簿価からレ	取得ではなく、当社事業の根幹である電気通		
ートベースに含まれない「流動資産等」を全	信事業に係る固定資産をはじめとする、接続		
て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資	機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達		
本構成比が採用されています。	に優先的に用いることが合理的であることか		
しかしながら、圧縮する「流動資産等」の	ら、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固		
構成要素に着目すると、全てが流動資産とい	定資産等の調達のための資本として総額を見		
う訳ではなく、投資有価証券や関係会社株式	込む現行の算定方法は適正であると考えま		
等といった「投資その他の資産」に区分され	す。		
る固定資産が3分の1程度含まれており、現	ご指摘のように、近年、電気通信事業固定		
在の算定においては、これら固定資産が「有	資産は減少する一方で自己資本は増加してお		
利子負債以外の負債」(主に流動負債)から	りますが、これは設備のスリム化と自己資本		
賄われていることになっています。	の蓄積により安定的な事業運営に取り組んで		
これは投資有価証券や関係会社株式等に資	きた結果であり、電気通信事業固定資産の取		
金を投入すればするほど、「その他負債」が	得に自己資本を優先的に用いるという考え方		
圧縮され、報酬額の算定に用いる資本構成比	を否定する理由にはならないと考えます。ま		
の自己資本比率が高まることを意味していま	た、現時点で自己資本の額が電気通信事業固		
す。すなわち、レートベースに関係のない投	定資産をはじめとするレートベースを上回っ		
資や関係会社株式等に資金を回すことで、レ	てはいないことからも、現行の算定方法は合		
ートベースに係る報酬額を増加させることが	理性を欠くものではないと考えます。		
できる算定になっており、第一種指定電気通	(NTT東日本・西日本)		
信設備に係る報酬額算定としては不適切で			
す。	〇 KDDI 殿の意見に賛同します。レートベース		
投資有価証券や関係会社株式等は長期保有	に係る報酬額は事業の用に供される資産に基		
を前提とした勘定科目であることから、原	づいて算定されるべきであり、事業に関係の		

意見	再 意 見	考え方	修正の
則、長期資金で賄うと考えるべきであり、また、NTT 東・西のような安定した大企業の場合は、有利子負債の固定負債(長期借入金等)で賄うよりは、安定した自己資本で賄うと仮定した方が自然であると考えます。 したがって、現在の第字負債以資子の他したがら正縮するのではなら、「強」の資産」(固定資産)は自己資本の他負債」から圧縮した方が。よりは自己資本の他負債」がら圧縮した方が、よりではならでは自己資本の他負債」がら上縮した方が、よりではなら、ではならではないである。ではなるではないである。ではなるではないである。ではなるではないである。ではないである。ではないである。ではならである」と述べ向のである。ではならである」と述べ向ららいて、に関す自己資本の関わらいるに見ず、の取得に優先的に用いることがらしているしたが、ここの数年の関わらいると、自己資産とがらしている通信事業固定資産」の取得に優先的に用いると、自己資産とがらいて、「次世代ネットワーク(NGN)等のとは言えないと考えまで、これらの事実もとは言えながら、「次世代る意見を対合のの事実を対している。これらの事実を対して、「次世代る意見を対合のの事実を対して、「次世代る意見を対して、詳細の検討が必要だと考えます。 「本に関係を対して、詳細の検討が必要だと考えます。 「本に関係を対して、詳細の検討が必要だと考えます。 「次世代の意見を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 「本はは、第2月 「中間は単位の場合には、第2月 「中間は単位のは、第2月 「中間は単位のは、第2月 「中間は単位のは、第2月 「中間は、第2月 「は、第2月 「中間は、第2月 「単には、第2月 「中間は、第	ない投資等によって、報酬額が膨らむことは不適当であると考えます。 また、NTT 東西殿の自己資本比率(平成 27 年度実績で、NTT 東日本殿: 77.9%・NTT 西日本殿: 56.2%)が他公共事業と比べても高水準である上に上昇を続けていることを踏まえますと、KDDI 殿の考え方も含めて、資本構成比の算定方法について議論して頂くことを要望いたします。 KDDI 殿は(2)~(4)でも同様の意見を述べられておりますが、上記と同様の考え方で賛同いたします。 (ソフトバンク)		有無

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
(KDDI)			

(2) 平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定に対する意見及びその考え方

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
意見8 加入光ファイバの接続料算定に用いる	再意見8	考え方8	
経済的耐用年数については、定期的な見直し			
を実施することを検討すべき。			
〇 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルー	〇 平成29年2月末に公表したとおり、光フ	〇 現行の加入光ファイバの接続料の経済的耐	無
ルに関する意見募集」において当社より意見	ァイバケーブルの耐用年数については、固定	用年数(架空 15 年、地下 21 年)は、平成 20	
したとおり、光ファイバの耐用年数見直しに	資産データを用いた撤去法等による推計のみ	年度にNTT東日本・西日本が実施した撤去	
ついては、2008 年度にそれまで採用していた	ならず、日本公認会計士協会の監査・保証実	法による複数の確率分布関数の推計値の平均	
法定耐用年数 (10 年) から使用実態を踏まえ	務委員会実務指針(※)に基づき、「材質・	値(架空 15.3年、地下 21.4年)を根拠に定め	
た経済的耐用年数(架空 15 年、地下 21 年)	構造・用途・使用上の環境」、「技術の革	ている。	
に変更され来年度で 10 年が経過することにな	新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危		
ります。	険の程度」の観点からも検証を行った結果、	〇 本審議会では、情報通信・郵政行政審議会	
加入光ファイバに係る接続料を低廉化さ	当社として現時点で直ちに見直しが必要な状	答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電	
せ、メタルから光への移行を促すために、接	況には至っていないと判断しました。したが	信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に	
続料算定に用いる経済的耐用年数について	って、今後、光ファイバケーブルに関する市	関する接続約款の変更の認可 (平成 28 年度以	
は、政策的に、例えば、5 年・10 年といった	場環境や使用実態等に大きな変化が認められ	降の加入光ファイバに係る接続料の改定)に	
期間毎に、又は、将来原価方式での接続料申	た場合には、改めて耐用年数の見直しを検討	ついて」(平成 28 年7月)において、「NT	
請毎(補正申請時は含まず)に、定期的な見	する考えです。	T東日本・西日本に対し、 <u>平成 20 年度の見直</u>	
直しを実施することを検討すべきです。	なお、耐用年数の見直しは、適正な財務会	し方法を参照して平成 27 年度末実績に基づき	
(KDDI)	計のために実施するものであり、接続料を低	光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出	
	廉化させるために実施すべきものではないと	<u>した上で、実態との大きな乖離が認められた</u>	
〇 現在設定されている NTT 東西殿の光ファイ	考えます。	場合には、耐用年数の見直しを行い、見直し	
バの耐用年数につきましては、実績が少ない	(※)監査・保証実務委員会実務指針第81号	の検討結果及びその理由について平成 29 年 2	
ため、継続的に見直しを検討することが、将	「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」	月中に総務省に報告するとともに、公表する	
来原価方式を採用している加入光ファイバ接	(平成24年2月14日)	<u>ことを要請</u> すること」を総務省に要望し、総	
続料におきましては、より実態に合った耐用	3.耐用年数の決定とその変更	務省からNTT東日本・西日本に要請を実施	
年数の設定に資すると考えております。その	~中略~	した。	
ため、将来原価方式の認可申請のタイミング	12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使		
等、定期的に見直しを検討する機会を設ける	用可能期間ではなく、経済的使用可能予測	O NTT東日本・西日本は、同要請を踏ま	

			•
意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
意見ことを要望いたします。 (ソフトバンク)	期間に見合ったものでなければならない。 13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による特殊のでない。の危険の程度、その世界が自己の「資産を、各企業が自己の「資産を、各企業が自己の「資産を、各企業が自己の「資産を、各企業が自己の「資産を、各のでである。である。」については類が、は、のでである。は、のででは、では、のででは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	え、本年2月末に耐用年数の推計結果及び耐用年数の見直しに係る検討結果を公表した。それによると、耐用年数の推計結果は架空19.3年、地下26.4年であり、「NTTグループとして光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断しましたが、今後、光ファイバケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合には、改めて耐用年数の見直しを検討する」としている。 〇 以上の経過を受けて、本件見直しについて、総務省で検討を行うことが適当と考えられる。	修正の有無
	出方法で算出した場合は、現行の経済的耐用 年数(架空 15 年、地下 21 年)に比べて、4~ 5 年長い(架空 19 年、地下 26 年)という結果 が出ております。		
	また、撤去法の確率分布関数による推計に		

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
	おいても、昨年度の調査(平成 26 年度末の実		
	績をもとに算出)に比べて、確実に 1 年(架 空 13~20 年→14~21 年、地下 19~32 年→20		
	このように経年によって確実に経済的耐用		
	年数は伸びており、加入光ファイバに係る接		
	続料を低廉化させ、メタルから光への移行を		
	促すためには、左記意見のとおり、接続料算		
	定に用いる耐用年数について、政策的に将来		
	原価方式の認可申請のタイミング等で定期的		
	に見直すなど、その在り方について今後検討		
	が必要です。		
	(KDDI)		
	○ KDDI 殿の意見に賛同いたします。現在設定		
	されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年		
	数につきましては、実績が少ないため、継続		
	的に見直しを検討することが将来原価方式を		
	採用している加入光ファイバ接続料におきま		
	してはより実態に合った耐用年数の設定に資		
	すると考えております。そのため、将来原価		
	方式の認可申請のタイミング等、定期的に見 直しを検討する機会を設けることを要望いた		
	します。		
	また、平成 29 年 2 月 28 日に NTT 東西殿か		
	ら公開されました「光ファイバケーブルの耐		
	用年数についての検討結果」におきまして、		
	平成 20 年度の見直しと同じ確率分布関数の平		
	均値により算出した耐用年数の推計結果(架空		
	19年、地下26年)に加え、平成28年5月にも		
	実施された7つの統計による検討を行い、架		
	空が 14~21 年、地下が 20~33 年という結果にな		
	ったため、現行の架空 15 年、地下 21 年とも		
	にその幅に収まっていることから、光ファイ		

 再 意 見	 修正の 有無
バケーブルの耐用年数の見直しは実施しない	
という結論に至っておりますが、経済的耐用	
年数を推計する考え方が取り入れられた平成	
20 年度と同様の手法を用いた結果を採用する	
ことが、算定基準の継続性の観点から合理的	
であり、架空 19 年地下 26 年を採用すること	
が適当であると考えます。	
仮に、推計に用いる関数によって結果に幅	
が生じることを理由に、上記耐用年数は採用	
せず、7つの統計を用いた検討を行うとして	
も、その 7 つの統計を耐用年数の推計に用い	
る妥当性を7つそれぞれについて説明した上	
で、以下の理由からその各推計結果の平均値	
等を採用することがより合理的であると考え	
ます。	
①平成 27 年度末の実績データを用いて、平	
成 20 年度の見直し時と同じ確率分布関数の	
平均値で算出した結果、推計される耐用年	
数が長くなっていること	
②平成27年度末の実績データを用いて7つ	
の統計を用いて算出した結果、平成 26 年度	
末の実績データを用いた場合よりも耐用年	
数が長くなっていること	
以上のことから、実績データが多くなるほ	
ど推計される耐用年数が長くなることは明ら	
かです。現在適用されている耐用年数は上記 7	
つの統計において最も短いものに近い数値と	
なっていることから、速やかに見直す必要が	
あります。	
NTT 東西殿の検証方法は不明点が多く、検討	
方法の妥当性も曖昧であるため、一度有識者	
を交えてオープンな場で光ファイバの耐用年	
数の検証方法について議論することを要望い	
たします。	

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
	(ソフトバンク)		
意見9 分岐端末回線接続料の算定方法について、今後、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要。	再意見9	考え方9	
○ 「次世代の (NGN) 等の接続の (NGN) 等の接続 (NGN) 等の表示 (N	○ 分岐端末回線に係る接続料原価に含まれる 減価償却費は、創設費を平均的な使用期間で ある耐用年数で除して算定していることか ら、減価償却の状況については適切に反映さ れております。 そのため、加入光ファイバのコスト全体か ら分岐端末回線に係るコストも適切なもので あり、分岐端末回線と主端末回線の接続料負 担はそれぞれ公平なものとなっております。 (NTT東日本・西日本)	○ KDDIからの問題提起については、 <u>総務省において、これに対する考え方について、</u> 接続ルール全体の検証の中で検討を行うことが適当と考えられる。	無

			修正の
意見	再 意 見	考 え 方	有無
ト以上のコストを負担し、主端末回線では負担すべき実際のコストより少ないコスト負担で済むことになります。このことにより、より、接続料負担の不公平性が生じることになります。 したがって、これら不公平性を解消する見直しが必要であり、例えば、分岐端末回線の接続料を耐用年数経過前・経過後で分けてる問題点を解消することができます。 このように、分岐端末回線接続料の算定方法について、今後、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。			有無
(KDDI)			
意見10 今後、資本構成比率の算定方法について見直しが必要。	再意見10	考え方10	
〇 「(1)実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。	○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートでの資産に必要な範囲での表が接続機能の提供に真に必要な質情対関度ではなることから、貸借対関係を圧縮してレートベースの価額と貸借を圧縮してレートベースの価額と関策を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である、接続の提供に真に必要な範囲でのある。接続の提供に真に必要な範囲でのある。とが合理のに用いることが合理のあるにとが合理に係る固定必要な範囲でである。といるは、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業因	〇 考え方7のとおり。	無

意 見	再 意 見	 修正の
(KDDI)	定資産等の調達のための資本として総額を見	 有無
	込む現行の算定方法は適正であると考えま	
〇 平成 29 年度の加入光ファイバ接続料は、自	す。	
己資本比率の上昇により当初の見込値より値	ご指摘のように、近年、電気通信事業固定	
上げとなりました。近年、NTT 東西殿の自己資	資産は減少する一方で自己資本は増加してお	
本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の	りますが、これは設備のスリム化と自己資本	
要因になっております。また、他公共事業※	の蓄積により安定的な事業運営に取り組んで	
に比べても、NTT東西殿、特にNTT東殿の自己	きた結果であり、電気通信事業固定資産の取	
資本比率(平成 27 年度実績値: 78%)は著しく	得に自己資本を優先的に用いるという考え方	
高い水準になっております。	を否定する理由にはならないと考えます。ま	
(※他公共事業の自己資本比率:電力事業	た、現時点で自己資本の額が電気通信事業固	
30%、鉄道事業 30%、ガス事業 35%)	定資産をはじめとするレートベースを上回っ	
報酬の算定に当たっては、可能な限り企業 の資金調達の実態に則した算定方法が採用さ	てはいないことからも、現行の算定方法は合 理性を欠くものではないと考えます。	
の 負	なお、接続料は、第一種指定電気通信設備	
一方で、今後も NTT 東西殿の自己資本比率が	はの、接続付は、第一性指定電気通信設備 規制にて貸し出しが義務付けられている設備	
上昇するようであれば、自己資本比率が高ま	の利用に対する適正な対価として、実際に要し	
るほど事業者の負担も増える現在の資本構成	した設備コストを利用に応じて応分負担いた	
比の算定方法も見直す必要があると考えてお	だくことが原則であり、接続料水準の抑制を	
ります。例えば、接続料算定上の資本構成比	目的として、自己資本比率に上限値を設定す	
率につきましては、自己資本比率に上限値を	る等の措置はとるべきではないと考えます。	
設定する等、自己資本比率の上昇による影響	(NTT東日本・西日本)	
を抑制する施策を導入することで、加入光フ		
ァイバ接続料の平成 31 年度 2,000 円台の確実	〇 左記意見のとおり、NTT 東西の自己資本比率	
な達成及び平成 32 年度以降の更なる低廉化に	は、他公共事業の自己資本比率と比べても著	
もつながり、メタルから光への移行をより促	しく高い水準になっており、また、レートベ	
進することになると考えております。	一スの構成資産にあわせた資本構成比を算出	
【参考】NTT 東西殿の自己資本比率及び自己資本	するために、「流動資産等」を全て「有利子	
費用の推移(単位:億円)	負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を	
	用いているため、貸借対照表上の自己資本比	
	率よりも更に高い自己資本比率が報酬額の算	
	定に用いられております。	
	このような「流動資産等」を全て「有利子」	
	負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を	

	意	見		再 意 見	考	え	方	修正0 有無
NTT東殿自己資本比率 - 68% 69% NTT西殿自己資本比率 - 52% 53% NTT西殿自己資本資用 NTT西殿自己資本資用 111 115 - 77 80 平成22年度実績 平成23年度実績 (ソフトバンク)		72% 53% ◆ 190 125	75% 78% 56% 54% 310 254 212 167 平成26年度英語 平成27年度英語	用いる算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっていることから、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定の方法について見直す必要があると考えます。したがって、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 (KDDI)				

(3) 平成29年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定に対する意見及びその考え方

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
意見11 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用する上で、IP電話としての利用とデータ転送などのそれ以外の用途で利用する場合において、契約やその他の扱いに差が出ることがないよう強く要望。		考え方 1 1	
○ 本機能が新たに、IP 電話を先れるだりでである。特に、IP 電話を先れるだりでである。 ないでは、IP 電話を発生をできませんでは、IP 電話を表します。 では、本機能を利用するとででは、IP のののでは、「P ののでは、「P がのでは、「P がられて、「P がられて、P がられていいで、P がられていいで、P がられていいでは、P がられていいでは、P がられていいいでは、P がられていいがいがいいいでは、P がられていいがいがいいいいがいがいいいいいがいがいいいいがいがいいいがいいがいいいいがいいがいが	ーティング伝送機能(以下、優先転送機能)でネットでは送機能である。優先は、につい利用での利用での利用ないでは、というでは、というのでは、というのでは、は、につい利ののでは、は、では、ないののでは、は、では、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	 ○ 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能は、伝送の対象を 音声・データ・映像の区分なく利用できる ものである。また、同機能は、伝送容量を過度に制限したりするものであってはならない。 ○ また、優先パケットの利用に当たり、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性を確保し、接続事業者が優先パケットの利用を不当に制限されるものであってはならない。 ○ 優先パケットに関し、音声伝送とデータ伝送とで扱いには可能な限り違いを設けるべきではないが、ネットワークの容量にも限界はあるため、適切なネットワーク管理方針が定められ、その透明化が図られる必要があり、総務省においてもその在り方について検討が行われる必要がある。 	無 (1)

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
ことが適当であり、当然のことながら接続約款の変更案においても、音声とデータを区分するような記載は一切ありません。NTT 東西殿は、意見募集において、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性等を理由に音声とデータを区分するような姿勢を示されていますが、接続約款に反する対応が行われ、データでの利用が妨げられることがあってはならないと考えます。音声・データの別なく、優先転送機能の利用が進み、NGN の利活用が促進されることが望ましいと考えます。	○ テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。IP ネットワークにおいては音声もデータも同様のパケットとして扱われることから、データであっても、利用促進のため、音声と同じように接続事業者が利用可能とすべきです。協議において NTT 東西殿から求められる情報は接続に必要な情報のみとし、接続が遅滞なく行われることを要望します。(ソフトバンク)		
意見12 NGNとのIP-IP接続を先に行 う事業者と後で行う事業者、又は、PTSN からIP網への移行を先に行う事業者と後で 行う事業者で、その順序性に起因して、接続 料負担等において不公平な取り扱いが生じな いよう、今後、移行期の接続料の在り方等に ついても検討が必要。	再意見 1 2	考え方 1 2	
○ 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、NGN との IP-IP 接続及び PSTN から IP 網への移行については、今後、関係事業者間や電話網移行円滑化委員会等において具体的な時期や方法等が議論されることになりますが、新たに IP-IP 接続を行うにしろ、PSTNから IP 網へ移行するにしろ、全関係事業者同時に IP-IP 接続を行なったり、PSTNから IP 網へ移行ができる訳ではなく、必ず、接続や移行に係る順序性が生じることが想定されます。 このため、NGN との IP-IP 接続を先に行う事業者と後で行う事業者、又は、PSTNから IP 網	○ PSTNからIP網への移行期における接続料の取扱いについては、ご指摘の点も踏まえつつ、IP-IP接続への移行方法の議論と合わせて、事業者間意識合わせの場等において関係事業者と議論を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ KDDI 殿の意見に賛同します。NGN との IP-IP接続、または、PSTN から IP網への移行で、その順序性に起因して、接続料負担等において不公平な取り扱いが生じないようにすべきです。 (ソフトバンク)	〇 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申~移行後のIP網のあるべき姿~」(平成29年3月28日)の考え方5-21において、「PSTNからIP網への移行期間中におけるメタルIP電話の接続料の算定方法を総務省において検討する際には、PSTNからIP網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者との間で、接続料の負担において不公平が生じないよう配慮する必要がある。」との考え方が示されており、同答申の趣旨を踏まえて、総務省において検討する必要がある。	無

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
への移行を先に行う事業者と後で行う事業者			
で、その順序性に起因して、接続料負担等に おいて不公平な取り扱い(例えば、先に接続			
を行った事業者に多大な接続料負担が生じる			
等)が生じないよう、今後、移行期の接続料			
の在り方等についても検討が必要です。			
(KDDI)			
意見13 中継ルータや中継伝送路といった設	再意見13	考え方13	
備のコスト配賦については、帯域換算係数を			
適用せずに、当該設備を通過又は確保した機			
能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト			
配賦を行うのが適切。			
NGNのコスト配賦の在り方については、			
今後、議論が必要であり、「次世代ネットワ			
ーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見			
募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等に おいて、詳細の検討が必要			
○ 中継ルータや中継伝送路等の共用設備に係	 ○<帯域換算係数の扱いについて>	○ コスト配賦の方法について、今回の審査で	無
るコストを関係する接続機能へ配賦するため	帯域換算係数は、中継ルータ等のトラヒッ	は、「次世代ネットワークの接続料算定等に	MK.
に、QoS 換算係数及び帯域換算係数を用いた	クリソースを10倍消費する場合であって	関する研究会」報告書(平成 20 年 12 月)の	
「ポート実績トラフィック比」が用いられて	も、中継ルータ等のコストは10倍もかから	考え方に従っているが、同報告書において	
います。帯域換算係数については、一般的	ないというIP系装置の特徴(スケールメリ		
に、IP 系の装置が帯域差に比して装置価格差	ットが働く点)をアンバンドル機能間のコス	性がある」ものと認め、「躊躇することなく	
を生じさせるものではないこと、すなわちス	ト配賦に反映するために、一般的なルータに	適時適切に見直しを行うことが必要」とする	
ケールメリットが働く点に着目して、そのス	おける1Gポートと10Gポートの市販価格	とおり、これは <u>暫定的な色彩のあるものであ</u>	
ケールメリットを勘案した場合のトラフィッ	の差等を基にして設定しているものであり、	ったことも事実である。	
クを推計するために用いられています。	コストの実態を踏まえた適正なものであると	同報告書では、「単純にサービスごとの通	
しかしながら、「次世代ネットワーク	考えます。	信量等(使用帯域等)をコストドライバにす	
(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」に	この考え方や算定方法は、NGN提供前か	ると、使用帯域の大きい映像系サービスに多	
おいて当社より意見したとおり、帯域換算係 数は、各機能のエッジ設備(GW ルータ等)の	ら「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」等で議論・検討された上で妥当	くの費用が配賦される」としたが、他方で、 映像伝送サービスは、今日、NGNを用いな	
WGN 側の1ポートあたりのトラフィック差に応	する研え云」寺で議論・懐討された工で女当 であると認められてきたものであり、これを	い手段によるものも各種行われていることに	
じて適用されることになっているため、例え	であると認められてとたものであり、これと 覆すような市場環境の変化等はこれまで生じ	も見えるように、一定の競争環境にはあり、	

ば、A機能とB機能で中継ルータを通過するトラフィック差が 10 倍 (1G:10G) であっても、帯域換算係数が 1:6.7 (帯域 10 倍ごとにコストが 2.6 倍の場合) の場合は、「帯域換算後のポート実績トラフィック比」は、1 (1×1ポート):2.6 (2.6×1ポート) となり、中継ルータのコストはA機能とB機能に 1:2.6 でコスト配賦されています。すなわち、B機能はA機能に比べて、中継ルータのトラフィックリソースを 10 倍消費しているにも関わらず、中継ルータのコストはA機能のわずか 2.6 倍しか負担していないことになっています。

通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該設備を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけの設備を用意するということを考えれば、そのコスト配賦については、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保した機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行うのが適切だと考えます。

なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する再意見募集」において、NTT東・西が「実際に各社のネットワークサービス(例えば KDDI 殿の国内イーサネット専用サービス等)の 1Gbps 品目と 10Gbps 品目の利用者料金を見ても、帯域が 10 倍であっても利用者料金は 10 倍となっておらず、当社 NGN と設備コストの関係にはスケールメリットが働いても帯域といるものと考えられます。」と述べておますが、競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコニニアといるを表してはなく、共用設備のコスト配賦についも意味はなく、共用設備のコスト配賦につい

ていないものと考えます。

なお、専用線の速度換算係数のように、高速大容量による設備効率化を接続料算定に織り込むことは、IP系装置に係らず、NGN接続料の設定以前から採用されております。

仮に帯域換算係数を廃止した場合は、適正なコスト配賦を歪めることになるばかりではなく、広帯域のサービスにおけるコスト負担が過大となり、我が国のブロードバンドの促進を妨げることになりかねないと考えます。

したがって、NGNのコスト配賦において 帯域換算係数(帯域と設備コストの関係にお けるスケールメリット)を勘案しないよう見 直すことは、適切でないと考えます。

なお、KDDI殿の意見に「競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じても意味はなく」とありますが、利用者料金の決定にあたっては設備コストも重要な要素の一つと考えます。KDDI殿が提供されているサービスを含め、各社が提供しているサービスにおいて帯域を活動を表表がないのは、利用者料金の設定にあたって帯域換算係数と同様の考え方が用いられていることも要因の一つになっているものと考えます。

<NGNのコスト配賦の在り方について>

当社としては、上述のとおり、NGNのコスト配賦にあたって帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。

加えて、「次世代ネットワーク(NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」において 当社より意見したとおり、収容ルータのコス トの扱い等について、より適正な負担となる 仮にコストに応じた考え方によらずにNGNでコスト配賦が行われた場合には、比較的狭帯域の機能に係る接続料の収入によって、NTT東日本・西日本の広帯域のサービスが内部相互補助を受けることになってしまいかねないため、映像伝送サービスの競争環境を歪めてしまうことにもなりかねない。このことは、収容ルータのコスト配賦についても同様であり、これが特定の機能に過剰に配賦されることがないようにする必要がある。

〇 こういったことに留意し、<u>NGNにおいてコストに応じた費用配賦が適正に行われるよう、総務省において早急に検討を行う必要がある。</u>

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
ては、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。 このように、NGN のコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールの検討の場意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。 (KDDI)	よう見直しを検討すべきと考えます。 これまで収容にといいでは、収容局接にの利用事業をでといいのでは、必要なを収得を表して、ののでは、ののでは、ののでは、が優先にといったが増から、のでは、新たいでは、新たいでは、がのでは、がのででは、がのででは、ででは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのではないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは		行無
意見14 今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要。	再意見 1 4	考え方 1 4	
〇 「(1)実績原価方式に基づく平成 29 年度	〇 接続料算定上のレートベースに対応する資	○ 考え方7のとおり。	無

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。(KDDI)	本構成比の算定については、そのレートでの 算定については、そのレートでの が接続機能の提供に真から、貸借対照 産に限ったが一スの価額と貸借額 一大で一次の価値を を行っています。 一致されていることがのであるで、 を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資電気 をではなく、自己当社事業をはじめるの ではなるのではなるのである。 ではなるのでである。の ではののでであるにのでののののの は優先的に用いることがでであるに 機能の提供に真に必要が合理のであるに のでであるこまでの ででであるに のででであるに でであるこまでの ででであるに でであるこまで でであるこまである。 ででであるこまでの ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 に優先的に用いることがでである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのまる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 での。 でのる。 での。 での。 でのる。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での		

(4)長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等に対する意見及びその考え方

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
意見15 PSTNのトラヒックの減少に伴	再意見15	考え方 1 5	
い、PSTN接続料は上昇傾向にあること、			
今後、固定電話網がPSTNからIP網へ移			
行することに鑑み、IP-LRICモデルの			
検討を深め、IP-LRICモデルの適用に			
向けた議論を進めることが適当。			
〇 固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数が			無
2,187 万加入(※1)まで減少する一方、OABJ-	り意見している通り、PSTN から IP 網へ円滑に	しており、今後もこの傾向が続くことが想定	
IP 電話の契約者数は 3,170 万件(※1) まで増	移行するため、PSTN 接続料を抑制すべきであ	され、PSTNからIP網への移行の進展等	
加しており、固定電話市場では、増々PSTN か	り、IP-LRIC の導入を行うべきです。現在、長	により、電気通信分野を取り巻く環境は今後	
ら IP 網へのマイグレーションが進展しており	期増分費用モデル研究会で検討が行われてい	急速に変化していくものと考えられる。	
ます。それに伴い、PSTN のトラフィックは減	る IP-LRIC モデルの検討を進めるべきと考え		
少を続けており、今回申請された平成 29 年度	ます。	〇 このため、接続料算定への長期増分費用方	
の PSTN 接続料は、3 分換算で、GC 接続で対前	(ソフトバンク)	式の適用については、円滑な接続を確保する	
年度比+5.5%、IC 接続で対前年度比+4.8%		見地から、総務省において検討することが適	
と、GC 接続、IC 接続共に前年度に比べて値上		<u>当であり、その際には、</u> 情報通信審議会答申	
がりとなっております。	により算定した加入者交換機能に係る接続料	「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28	
このような接続料水準の高騰は、ユーザー	原価が約▲7.2%減少したのに対し、加入	年度以降の算定の在り方」(平成 27 年 9 月 14	
利便に影響を与えるものであり、PSTN を利用	者交換機能に係るトラヒック(通信時間)は約	日)に示されたとおり、 <u>IP-LRICモデ</u>	
し続けるユーザーが不利益を被ることなく、	▲ 1 1 9 %減少した結果、接続料水準が上	<u>ルの適用可能性や、</u> 情報通信審議会答申「固	
競争を維持しながら円滑なマイグレーション	昇しているものです。	定電話網の円滑な移行の在り方一次答申~移	
を進めるため、有力な移行先である OABJ-IP	なお、現在、長期増分費用モデル研究会	行後のIP網のあるべき姿~」(平成 29 年3	
電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく	で、平成31年度以降のPSTN接続料算定	月 28 日) に示されたとおり、対象とするサー	
乖離しない程度に PSTN 接続料の高騰を抑制し	を視野に入れたモデルが検討されております	ビスや機能の範囲等について、その中で検討	
ていく必要があると考えます。	が、仮想的なモデルにより実際にかかった費	<u>していくことが必要</u> である。	
固定電話市場の主流が IP に移行している現	用を回収できず、NTT東西に過度な負担を		
状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築で	強いる長期増分費用方式は採用すべきでない		
きる最も効率的なネットワークは IP 網である	と考えます。加えて、PSTNとは装置やネ		
ため、現在、長期増分費用モデル研究会で検	ットワーク構成が全く異なるIP網を前提と		
討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深	したモデルでPSTN接続料を算定すること		
め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに	は、原価に対して適正な接続料とはなりえ		

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
移行できるよう準備を進めていくことが重要です。 (※1)総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(平成28年度第2四半期(9月末))より	ず、不適切であると考えます。 (NTT東日本・西日本)		
〇 今般、NTT 東西殿により申請がなされた、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成 29 年度の接続料につきましては、GC 接続 3 分当たり 6.38 円(前年度比+5.5%)、IC 接続 3 分当たり 7.68 円(前年度比+4.8%)と引き続き接続料上昇の傾向であり、このまま現行のモデルを使い続けた場合、上昇の傾向は変わらない見込みです。現在、長期増分費用モデル研究会において、次期に適用するモデルの議論が行われているところですが、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的ネットワークを実現できる IP-LRICモデルの適用に向けた議論を進めることが適当と考えます。(ソフトバンク)	O 左記意見のとおり、固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新の 技術を用いて構築できる最も効率的なネット ワークは IP 網であるため、現在、長期増分費 用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めて いくことが重要です。 (KDDI)		
意見16 光ケーブルの経済的耐用年数について、今後、より実態に即した耐用年数とするため、再推計の頻度について議論を行うことが適当。		考え方 1 6	
〇 光ケーブルの経済的耐用年数については、 平成27年に、最新の撤去実績等を用いて7年 ぶりに推計を行った結果、約2.5年延びました。最新のデータを用いて推計をすることに より、経済的耐用年数は延びていくものと考 えられることから、今後、より実態に即した	〇 左記意見のとおり、第七次モデルにおいて、最新の撤去実績等に基づき推計を行った結果、光ケーブルの経済的耐用年数については、今までの架空 15.1 年、地下 21.2 年から架空 17.6 年、地下 23.7 年へと見直しが行われました。	○ 経済的耐用年数は、可能な限り最新のデータに基づき更新することが望ましいので、光ケーブルを保有する事業者における調査が必要であることを踏まえ、当該事業者の過度な負担とならないことにも配意しつつ、適時に更新することが適当である。	無

意見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
耐用年数とするために、再推計の頻度等について議論を行うことが適当と考えます。 (ソフトバンク)	「(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について」で述べたとおり、 光ケーブルの経済的耐用年数は、経年によっ て確実に伸びていることから、LRIC モデルの 見直しのタイミング等で、定期的により実態 に即した耐用年数に見直すなど、その在り方 について今後検討が必要です。 (KDDI)		
辛目17 次末様式比索の質学士はについて	〇 光ケーブルの耐用年数の見直しについては、光ケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合に検討するものと考えます。 また、長期増分費用モデル研究会報告書(案)に対する意見に対する研究会の考え方(平成27年2月4日)において、「光ケーブルの経済的耐用年数の推計には、光ケーブルを保有する事業者から撤去実績等に係るデタの提供が必要であることを踏まえると、明ますることが適当である。」と指摘されているとおり、事業者の過度な負担とならないも考えます。(NTT東日本・西日本)	ネ ラ 士 1 フ	
意見17 資本構成比率の算定方法について、 詳細な検討が必要。	再意見17	考え方17	

意見	再 意 見	考え方	修正の 有無
〇 「(1)実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。(KDDI)	○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートで多にのなりである。 本構成比の算定については、そのレーでの資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。 その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電接続機能の提供に真に必要な範囲でのある。接続機能の提供に真に必要な範囲でのあることがら、自己資本は圧縮せずに、電気通信事を見らい、現行の算定方法は適正であると考えます。 (NTT東日本・西日本)	○ 考え方7のとおり。	無無無

実績原価方式に基づく 平成29年度の接続料の改定等について

| 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 山村 雅之 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 村尾 和俊 (以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成29年度の接続料、手続費等の改定等を行うもの。

|| 主な変更内容

接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成29年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により値上がり傾向が継続している。

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカッパ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング) の接続料

(1)一般帯域透過端末回線機能(ドライカッパ)の接続料

ドライカッパの接続料(※1)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減した。

平成29年度接続料については、前年度に引き続き設備管理運営費は減少したものの、自己資本利益率の上昇により報酬額が増加したことから、接続料原価(調整額を除く。)の減少(※2)は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、調整額の増加の影響もあり、接続料はさらに上昇している。

なお、ドライカッパの接続料(※3)上昇の激変緩和措置のため、平成27年度の調整額のうち、平成26年度と平成27年度の調整額における対前年増減額の差分(※4)について、平成29年度の接続料原価から平成30年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

※1 平成29年度の接続料の算定に当たっては、平成27年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成29年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

【参考】調整額のイメージ



- ※2 前年からの増減率は、加入者回線部分において
 - 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.8% (報酬額を含む)、需要は▲8.1% (NTT東日本)
 - 接続料原価は▲4.8%(報酬額を除く)、▲2.2%(報酬額を含む)、需要は▲8.7%(NTT西日本)
- ※3 メタル端末回線についても、ドライカッパと同様の接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。
- ※4 平成26年度調整額の対前年増減額(+131億円)と平成27年度の調整額の対前年増減額(+142億円)の差分(+10億円)(NTT東日本) 平成26年度調整額の対前年増減額(+66億円)と平成27年度の調整額の対前年増減額(+175億円)の差分(+110億円)(NTT西日本)

■申請料金:一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料

	平成 2	平成 29 年度 平成 28 年度		8 年度
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1, 450 円	1,486円	1,346円	1, 386円
特別損失※3	1	1	+4円	+5円
調整額	+179円	+112円	+88円	+62円
申請接続料※4	1,629 円	1,598 円	1,438 円	1,453 円
括弧内は前年度からの増減率	(+13.3%)	(+10.0%)	(+12.3%)	(+8.9%)
前年度からの増減額	+191円	+145円	+158円	+119円

- ※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む
- ※3 PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失(以下同じ。) ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

【参考】ドライカッパの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係

	NTT東日本]	NTT西日本		
接続会計年度	接続料原価	需要	調整額	接続料原価	需要	調整額
平成 24 年度→平成 26 年度	▲8.9%	▲ 16.0%	+88 円	▲ 10.5%	▲ 15.3%	+62 円
平成 25 年度→平成 27 年度	+9.8%	▲ 15.2%	+179 円	+1.8%	▲ 15.7%	+112円

(2)帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ラインシェアリングの接続料については、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回った(※1)ため、接続料算定単価は上昇。調整額の影響も加味し、接続料はNTT東日本で減少(※2)、NTT西日本で上昇している。

- ※1 ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
 - ・ 接続料原価は \blacktriangle 7.1%(報酬額を除く)、 \blacktriangle 3.7%(報酬額を含む)、需要は \blacktriangle 9.1% (NTT東日本)
 - 接続料原価は▲8.4% (報酬額を除く)、▲5.3% (報酬額を含む)、需要は▲9.7% (NTT西日本)
- ※2 ラインシェアリングに係るNTT東日本の接続料単価(93円)のうち回線管理運営費分については、需要の減少を上回るコストの削減により減少 (平成28年度49円→平成29年度47円)。その結果、MDF(主配線盤)も含めた接続料単価の上昇が小幅となった(平成28年度91円→平成29年度 93円)。加えて、今年度より特別損失の影響もないことや、接続料単価(回線管理運営費分)の減少に伴う調整額の変動も加味し、結果的に申請接 続料は減少。

■申請料金:帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング(※1))

	平成 2	9 年度	平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※2、3	93 円	99 円	91 円	92 円
特別損失	-	1	+2円	+3円
調整額	+5円	+9円	+7円	+6円
申請接続料※4	98円	108円	100円	101円
括弧内は前年度からの増減率	(▲2.0%)	(+6.9%)	(+6.4%)	(+7.4%)
前年度からの増減額	▲2円	+7円	+6円	+7円

^{※1} 接続事業者がスプリッタを設置する場合 ※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※3 回線管理機能に係る接続料を含む ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

3. 通信路設定伝送機能の接続料

専用線に係る接続料のうち、通信路設定伝送機能については、

<NTT東日本>

設備更改により、減価償却費や施設保全費は減少したものの、固定資産除却費の増加や自己 資本利益率の上昇による報酬額増加の影響により、接続料原価(調整額を除く)の減少(※)は小幅 となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇した ことに加え、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

<NTT西日本>

設備更改により施設保全費は減少したものの、減価償却費や固定資産除却費の増加、報酬額の増加により、接続料原価(調整額を除く)は増加(※)した。さらに、需要が減少したことから接続料算定単価は上昇しており、また、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

- ※ 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、
 - 接続料原価は▲7.2%(報酬額を除く)、▲5.6%(報酬額を含む)、需要は▲8.1%(NTT東日本)
 - 接続料原価は+17.6%(報酬額を除く)、+17.2%(報酬額を含む)、需要は▲7.4%(NTT西日本)

■申請料金:通信路設定伝送機能(一般専用(3.4kHz))

	平成 29 年度		平成 2	8 年度
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※	9, 329 円	10, 486 円	8, 319 円	7, 386 円
特別損失	ı	ı	+101円	+106円
調整額	+2, 153 円	+4, 481 円	+2,349円	+2,097円
申請接続料	11,482円	14,967円	10,769円	9,589円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.6%)	(+56.1%)	(+15.2%)	(+23.3%)
前年度からの増減額	+713円	+5, 378 円	+1,420円	+1,811円

[※] 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

■申請料金:通信路設定伝送機能(ディジタルアクセス(64kbps))

	平成 2	9 年度	平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※	8, 822 円	9, 919 円	7,863円	6, 987 円
特別損失	_	ı	+95円	+100円
調整額	+2,035円	+4, 234 円	+2, 213 円	+1,976円
申請接続料※2	10,857 円	14,153 円	10,171 円	9,063 円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.7%)	(+56.2%)	(+15.2%)	(+23.3%)
前年度からの増減額	+686円	+5,090円	+1,340円	+1,711円

[※] 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

4. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、接続料原価(調整額を除く。)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少(※)したこと、さらに調整額が増加した影響により、接続料は上昇している。

※ 前年度からの増減率は以下のとおり。

〈NTT東日本〉

· 公衆電話発信機能

接続料原価 igstar4.3% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、igstar2.4% (特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む) 需要 igstar19.2%

・ ディジタル公衆電話発信機能

接続料原価 +7.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+10.0%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む) 需要 ▲14.7%

〈NTT西日本〉

• 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲7.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.4%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む) 需要 ▲16.0%

・ ディジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲1.8%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲0.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む) 需要 ▲12.5%

なお、平成29年度の接続料改定に際して、次の措置が行われている。

・ 特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東日本・西日本が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東日本・西日本が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成25年度から平成28年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びディジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のとおり設定されている(※2)。

- ※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理 者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。 NTT東日本・西日本は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成28年9月末時点 で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、54,198(NTT東日本:34,758 NTT西日本:19,440)台が設置されている。
- ※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3 条ただし書の許可を求める申請が行われている。

■申請料金:公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 29 年度		平成 28 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※	290. 52 円	213.89円	244. 26 円	192. 19 円
特別損失	_	ı	+0.13円	+0.20円
調整額	+136.28円	+68.08円	+116.64円	+60.79円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合)	426.80円	281.97円	361.03円	253. 17 円
特設公衆電話費用	+17.64円	+11.63円	+10.91円	+7.92円
申請接続料	444.44 円	293.60円	371.93 円	261.09円
括弧内は前年度比	(+19.5%)	(+12.5%)	(+22.7%)	(+7.6%)
前年度からの増減額	+72.50円	+32.51円	+68.74円	+18.36円

[※] 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

■申請料金:ディジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 2	9 年度	平成 2	8 年度
	NTT東日本 NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※	203.83円	229. 14 円	160.83円	202. 93 円
特別損失	-	-	+0.09円	+0.05円
調整額	+92.79円	+71.33円	+51.93円	+56.61円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合)	296. 62 円	300. 47 円	212.85円	259. 60 円
特設公衆電話費用	+17.68円	+11.56円	+10.87円	+7.88円
申請接続料	314.30円	312.03円	223.72 円	267.48 円
括弧内は前年度比	(+40.5%)	(+16.7%)	(+24.2%)	(+7.3%)
前年度からの増減額	+90. 58 円	+44.55円	+43.61円	+18.23円

[※] 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

5. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカッパ、ラインシェアリング及び加入光ファイバの回線管理機能について、 それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線」でそれぞれ接 続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の回線では管理事務の内容が異なることを踏まえ、 ①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェア リング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が 設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、 平成29年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

■申請料金:回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインショ	ェアリング	ドライカッパ・加入光ファイバ		
	N T T 東日本 N T T 西日本		NTT東日本	NTT西日本	
申請接続料 (カッコ内は平成28年度適用接続料)	44円 (48円)	62円 (57円)	54円 (57円)	70円 (66円)	
調整額	▲3円	+3円	▲2円	+1円	
ファイル連携システム開発費 の控除による影響額	▲2円	▲3円	▲3円	▲3円	

[※] 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請 も本件申請と併せて行われている。

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

	ラインシェ	-アリング	ドライ	カッパ	加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金	35円	40円	46円	61円	67円	106円
(カッコ内は平成28年度参考単金)	(44円)	(47円)	(39円)	(44円)	(87円)	(124円)
調整額	▲2円	+3円	▲1円	+2円	▲2円	+2円
ファイル連携システム開発費の 控除による影響額	▲3円	▲3円	▲3円	▲3円	▲2円	▲1円

6. その他

(1)加入者交換機接続用伝送装置利用機能の廃止

NTT東日本・西日本において、D70加入者交換機を新ノードへ更改完了(平成 28 年9月)したことに伴い、GC接続時に加入者交換機接続用伝送装置を介さず、加入者交換機と接続事業者網を直接接続する構成となった。

そのため、加入者交換機接続用伝送装置が不要となり、当該装置を利用した接続実績が無くなったこと及び今後の利用も見込まれないことから、加入者交換機接続用伝送装置利用機能について、接続約款から関連する規定を削除する。

当該措置については、接続料規則第4条に規定された加入者交換機接続伝送専用機能について接続料を設定しないこととするものであることから、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

(2)通信路設定伝送機能の一部廃止(NTT東日本のみ)

NTT東日本において、接続約款上整理品目化されている通信路設定伝送機能の一般専用に係るもののうち、①専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hz から10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの及び②200 bit/s、4,800 bit/s及び9,600bit/sの符号伝送が可能なもの並びに高速ディジタル伝送に係るもののうち、44.210 Mb/s、48.384 Mb/s、149.760 Mb/s及び599.040 Mb/sの符号伝送が可能なもの(メトロハイリンク)について、利用者がOとなり、当該機能の利用が無くなったことから、接続約款から関連する規定を削除する。

(3)通信路設定伝送機能の一部及びデータ伝送機能の整理品目化(NTT東日本のみ)

NTT東日本において、通信路設定伝送機能(ATM専用に係るもの)及びデータ伝送機能(メガデータネッツ)について、需要が減少し、また機能提供に係る設備の老朽化により平成30年度末に維持限界を迎えることから、新規受付を停止し、当該機能の接続料に係る規定の整理品目化を行う(機能廃止は平成30年度末を予定)(※)。

※ NTT西日本は同機能について平成29年度末整理品目化、平成30年度末機能廃止予定

【各機能の主な接続料】

(1)端末回線伝送機能

БΛ		単位	平成29年度接続料	(カッコ内は調整前)	平成28年度接続料	
区分	<u> </u>		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末	回線管理機能	1回線	54円	70円	57円	66円
伝送機能	四脉自生成化	ごと	(56円)	(69円)	9111	001
「ドライカッパ」※1	回線部分	1回線	1,575円	1,528円	1,381円	1,387円
(1.7.1%)/ 1%1	CONTRACT	ごと	(1,394円)	(1,417円)	1,001 1	1,001 1
特別帯域透過端	末伝送機能	1回線	856円	1,063円	752円	929円
(FTTR)	% 1	ごと	(804円)	(959円)	102 1	323 1
帯域分割端末伝送機能	回線管理機能	1回線	44円	62円	48円	57円
〔ラインシェアリング〕	口水百年成	ごと	(47円)	(59円)	1011	0113
*1	MDF部分	1回線	54円	46円	52円	44円
*1	1V1121	ごと	(46円)	(40円)	9211	111 1
光信号伝送装置	1Gb/s	1装置	1,402円	1,200円	1,333円	1,460円
[GE−PON]※2	100/3	ごと	(1,611円)	(1,439円)	1,000 1	1,100 1
通信路設定伝送機能を	2線式のもの	1回線	1,529円	1,500円	1,350円	1,369円
組み合わされるもの※1	7/Mr. 70 / 60 /	ごと	(1,354円)	(1,384円)	1,000 1	1,000 1
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線	189円	180円	186円	184円
76/±1 180/08/24/1/11 9 %	が一口マンバロチャ作民など	ごと	(188円)	(182円)	100 1	101[]

^{※1} タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(2)端末系交換機能(東西均一料金)

区分		平成29年度接続料(カッコ内は調整前)	平成28年度接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0637円 (0.0464円)	0.0527円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,083,333円 (9,916,667円)	10.000.000 🖰

(3)光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

(C) JUIL O PENTE O JUIL								
区分		単位	平成29年度接続料	(カッコ内は調整前)	平成28年度接続料			
	Ħ		(月額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
业层日最层层日	100) # /	非集線型	1回線	410円	277円	255円	266円	
光信号電気信号 変換機能	100Mb/s	〈1MCタイプ〉	كل (((356円)	(292円)	200円	200	
変換機能 [メディアコンバータ]※	1Gb/s		1回線	862円	657円	766円	630円	
U/7 17 = 27 · 7] A			ごと	(858円)	(675円)	100	030	
光信号分離機能	10000000000000000000000000000000000000	分岐のもの	1回線	261円	230円	257円	269円	
[局内スプリッタ]※	/AJP 14:	N MX () PO ()	どと	(277円)	(279円)	20111	203[]	

[※] タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

^{※2} タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4)中継伝送機能

Ī		単位	平成29年度接続料	├(カッコ内は調整前)	平成28年	度接続料
	区分	(月額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
Ī	光信号中継伝送機能	1回66 1)] 2 学].	1.060円	1.038円	0.885円	0.959円
	[中継ダークファイバ]	1回線・1メートルごと	(0.946円)	(0.979円)	0.000円	0.959

(5)ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

(-) I I I I I I I I I I I I I I I I I I I									
		単位	平成29年度接続料	平成28年度接続料					
区分		(月額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本			
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能	LANインタフェース 100Mbit/s	1ポートごと	-	179,185円 (171,087円)		192,404円			
〔収容局接続〕	ATMインタフェース	1ポートごと	48,630円 (136,726円)		231,341円	156,974円			

(6)通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

		ΕΛ		単位	平成29年度接続料	(カッコ内は調整前)	平成28年度接続料		
		区分		(月額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
			同一MA内の場合	1回線	11,482円	14,967円	10,769円	9,589円	
	一般専用		中] IVIAP 10フラカロ	ごと	(9,329円)	(10,486円)	10,709	9,009	
	一般専用 に係るもの	9 Al-LIa	上記以外の場合	1回線	12,521円	16,758円	11,968円	11,255円	
	〔一般専用サービス〕	3.4KHZ	上記が分りる	ごと	(10,224円)	(11,760円)	11,900	11,200	
	[一版等用リーころ]		10kmを超える場合の	1回線	380円	170円	180円	130円	
			10kmごとの加算料	ごと	(240円)	(120円)	100	190	
			同一MA内の場合	1回線	10,857円	14,153円	10,171円	9,063円	
			同一MA内の場合	ごと	(8,822円)	(9,919円)	10,171	9,005	
通		64kb/s	GAlab /a	上記以外の場合	1回線	11,838円	15,842円	11,302円	10,633円
信	高速ディジタル		T.BC5//10/99/1	ごと	(9,668円)	(11,119円)	11,502]	10,055 1	
路	一局速プインタルレ 伝送に係るもの		10kmを超える場合の	1回線	360円	160円	170円	120円	
設定	「ディジタルアクセス」		10kmごとの加算料	どと	(230円)	(110円)	170	120	
伝	〈エコノミークラス〉			同一MA内の場合	1回線	111,268円	101,589円	92,151円	57,960円
送	*1		同一MAMの場合	ごと	(77,333円)	(68,845円)	92,101	31,300 1	
機	% 1	1.536M	上記以外の場合	1回線	134,812円	142,125円	119,295円	95,640円	
能		b/s		ごと	(97,637円)	(97,645円)	113,233]	30,040 1	
			10kmを超える場合の	1回線	8,640円	3,840円	4,080円	2,880円	
			10kmごとの加算料	ごと	(5,520円)	(2,640円)	4,00011	2,000 1	
	ATM専用		同一MA内の場合	1回線	384,464円	129,542円	290,347円	96,213円	
	ATM専用 に係るもの		inj-wiapyの場合	ごと	(245,119円)	(99,790円)	290,341	90,215	
	. ,, = 0	1Mb/s	し割い从の担合	1回線	399,888円	148,001円	309,872円	114,067円	
		TIVID/ S	上記以外の場合	ごと	(255,644円)	(112,683円)	509,612円	114,007円	
	〈デュアルクラス〉 ※2		10kmを超える場合の	1回線	1,910円	1,270円	1,430円	950円	
	**2		10kmごとの加算料	ごと	(1,430円)	(950円)	1,430円	950円	

^{※1} タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7)データ伝送機能※(主な品目のみ)

(1)//////	<u> </u>	/ /				
	区分		平成29年度接続料	├(カッコ内は調整前)	平成28年	度接続料
	△ 刀	(月額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	500kb/s	1回線	62,910円	27,593円	1 264,273円 392,990円	20,652円
	〈クラス1〉	ごと	(41,530円)			
データ伝送機能	6Mb/s	1回線	372,124円	· ·		117 689円
[メガデータネッツ]	〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	ごと	(246,150円)	(118,273円)		111,000 1
	10Mb/s	1回線	571,196円			174 670円
	〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	ごと	(377,885円)	(180,000円)	002,000 1	111,010 1

[※] 本申請において整理品目化(NTT東日本のみ)

^{※2} 本申請において整理品目化(NTT東日本のみ)

(8)番号案内機能等

<u>(о) ш Э</u> Л		<u> </u>					
	ĿΛ		単位	平成29年度接続料	(カッコ内は調整前)	平成28年	度接続料
	区分			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内			1案内 ごと	258円 (173円)	220円 (151円)	197円	166円
サービス 接続機能	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内 ごと	264円 (177円)	224円 (155円)	201円	170円
番号	番号情報データベース登録機能			-	9.99円 (7.77円)	_	6.82円
番号情報 一括でデータ抽出 データベース		5でデータ抽出	1番号 ごと	-	7.81円 (5.49円)	_	6.27円
利用機能	異動デー	タのみをデータ抽出	1番号 ごと	-	10.16円 (7.81円)		6.77円

(9)公衆電話機能

E.V.	224 (-1-	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料	
区分	単位	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	2.4691円	1.6311円	2.0663円	1.4505円
公來电話発信機能		(1.7121円)	(1.2529円)		
ディジタル公衆電話発信機能	1秒ごと	1.7461円	1.7335円	1.2429円	1.4860円
/ イングル公外电码光信機能		(1.2307円)	(1.3373円)	1.2423]	1.4000

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東日本・西日本は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成29年度の工事費・手続費(※)は、NTT東日本では管理共通費や退職給与費の増加により作業単金が上昇したため、前年度に比べて概ね上昇、NTT西日本では管理共通費や退職給与費の減少により作業単金が減少したため、前年度に比べて概ね減少している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1)工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

	平成29年	F度単金	平成28年度単金	
単位	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6, 216円	6, 065円	6, 199円	6, 116円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7, 155円	6, 993円	7, 148円	7, 052円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8, 226円	8, 053円	8, 232円	8, 120円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7, 423円	7, 258円	7, 420円	7, 319円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8, 495円	8, 317円	8, 505円	8, 387円

(2)光屋内配線に係る工事費

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対して、「工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること(※2)から、毎年度、配管の有無を調査し、」配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請した。

NTT東日本・西日本が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成28年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等としている。本件申請では、作業単金はNTT東日本で上昇、NTT西日本で低減、また、NTT東日本・西日本ともに作業時間は同等、物品費が低減したことにより、光屋内配線に係る工事費はNTT東日本で上昇、NTT西日本で低減している。

^{※1} 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

^{※2} 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

			平成29年度料金		平成28年度料金	
Σ	조 分	単位	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光屋内配線 工事費※	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14, 608円	14, 400円	14, 597円	14, 527円

[※] 工事の適用時間帯:平日昼間の場合。

(3)加入ダークファイバの工事日予約可否調査に係る手続費(NTT東日本のみ)

現在、加入ダークファイバについては、工事日の予約・指定から開通工事に至るまで4歴日を要することから、申込日の5歴日後を最短の提供可能日とする運用を行っているところ。

今般、NTT東日本の利用部門より、フレッツ光について、申込日当日又は翌日に開通するオプションメニューの要望が発生したことを受け、本件申請では、当該日の工事稼働枠の空き状況を調査し、開通工事の実施可否を回答する手続きに係る手続費を新たに設定している。

		平成29年	F度料金
区分	単位	平日昼間	土日休日昼間
光信号分岐端末回線 工事日予約可否調査費	1光信号 分岐端末 回線ごと	6, 732円	8, 039円

【主な工事費・手続費・コロケーション料金等】

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

EA	単位	単位 平成29年度平均料金(カッコ内は調整前)		平成28年度平均料金	
区分	(年額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	243円 (228円)	173円 (178円)	203円	158円
とう道	1メートルごと	49,588円 (45,830円)		40.48h 🖽	33,855円
土地	1平方メートルごと	1,078円 (1,078円)	624円 (664円)	1,055円	632円
建物	1平方メートルごと	33,395円 (33,291円)		32,154円	19,105円

(2)電柱使用料の改定

	単位	平成29年度料金(カッコ内は調整前)		平成28年度料金	
区分	(年額)	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	644 円 (733 円)	662 円 (719 円)	684 円	686 円

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、 物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備 管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率) +共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率) +減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1)取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成 29 年度数値		平成 28 年度数値	
	运 刀	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	交換機械設備	0.258	0.309	0.256	0.305
取付費比率	電力設備	0.920	0.869	0.922	0.852
取刊實比學	伝送機械設備	0.158	0.239	0.161	0.239
	無線機械設備	0.625	0.258	0.129	0.114
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082	0.076	0.082	0.072
珀街買儿 竿	土地及び通信用建物以外	0.008	0.003	0.007	0.004
共通割掛費比率※		0.103	0.085	0.084	0.061

(2)年額料金の算定に係る比率

区分		平成 29 年度数値		平成 28 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	端末回線伝送機能	0.033	0.032	0.034	0.034
	端末系交換機能	0.058	0.046	0.052	0.047
設備管理	中継系交換機能	0.069	0.055	0.060	0.052
運営費比率※	中継伝送機能	0.040	0.038	0.037	0.037
	通信料対応設備合計	0.055	0.045	0.050	0.045
	データ系設備合計	0.101	0.086	0.101	0.082

[※] 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3)電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 29 年度数値		平成 28 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	受電設備	1.314	1.079	1.319	1.069
	発電設備	0.633	0.796	0.628	0.383
取付費比率	電源設備及び 蓄電池設備	0.889	0.860	0.915	0.854
	空気調整設備	1.598	1.999	1.602	1.927
設備管理運営費比率	電力設備及び 空気調整設備	0.022	0.032	0.020	0.032

平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

Ⅰ 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 山村 雅之 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 村尾 和俊 (以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

4. 概要

平成29年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

|| 主な変更内容

1. 概要

NTT東日本・西日本は、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の加入光ファイバ接続料について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて算定を行い、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 33 条第2項の規定に基づき、平成 28 年7月 27 日に総務大臣の認可を受けている。

また、その際、平成27年度における費用と収入について、当初の見込値と実績値との乖離額を 平成29年度の接続料原価に加えて接続料を算定すること(いわゆる乖離額調整)についても併せ て第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号、以下「接続料規則」とい う。)第3条ただし書の規定による総務大臣の許可を受けている。

本件申請は、既に認可を受けている平成29年度の接続料について、平成27年度における見込値と実績値との乖離額に係る乖離額調整を行うこと等により変更しようとするものである。

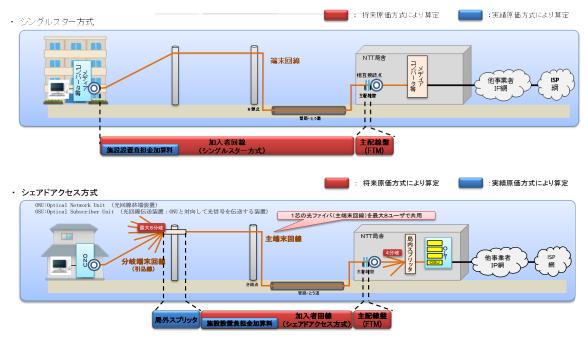
■ 変更申請の概要

(タイプ1-1)※

3

	NTT東日本		NTT西日本	
	<u>(変更申請接続料)</u> <u>H29 年度</u>	(認可済接続料) H29 年度	<u>(変更申請接続料)</u> <u>H29 年度</u>	(認可済接続料) H29 年度
シングルスタ 一方式 _{※1}	2,953 円 (+0.6%)	2,935 円	3,159 円 (+0.5%)	3,142 円
シェアドアクセ ス方式 _{※1※2}	2,490 円 (+0.6%)	2,474 円	2,553 円 (+0.4%)	2,542 円

- ※1 括弧内の数字は、平成28年度接続料改定の際に認可された平成29年度接続料に対する増減率。
- ※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成 29 年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 28 年度適用接続料(東:75 円、西:60 円)であり、平成 29 年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成 29 年度適用接続料(東:74 円、西:57 円(現在申請中)))。
- ※3 平日・昼間帯故障修理の場合。



2. 乖離額調整

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、前回接続料算定期間(平成 26 年度~28 年度)における加入光ファイバ接続料の認可の際には、当該接続料を将来原価方式で算定することが認められたことに加え、それを適用した場合に各年度の費用と収入の実績値に乖離が生じたときは、乖離額を翌々年度の接続料原価に算入する乖離額調整を行うことについても併せて接続料規則第3条ただし書の規定により特例的に許可された。

このため、現在の接続料算定期間(平成 28 年度~31 年度)における加入光ファイバ接続料については、その認可をした際に、平成 28 年度の接続料については平成 26 年度における乖離額の実績値を調整するとともに、平成 27 年度における乖離額を同年度上半期の実績値から下半期を予測して見込値として計算した上で調整することとされた。

本件申請では、平成27年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した 見込値との乖離額を、平成29年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整すること により、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

(1)平成27年度における見込値と実績値との乖離額の算定

■平成27年度における見込値と実績値との乖離額

		芯線数	収入	費用	
	見込値 ※1	374.5 万芯	1,368 億円	1,542 億円	
NTT 東日本	実績値	374.8 万芯	1,369 億円	1,551 億円	
21111	差額	+0.3 万芯	+1 億円	+9 億円	→ 乖離額 : 8億円
	見込値 ※1	312.7 万芯	1,147 億円	1,334 億円	
NTT 西日本	実績値	313.4 万芯	1,150 億円	1,342 億円	
	差額	+0.7 万芯	+3 億円	+8 億円	→ 乖離額 : 6億円

^{※1} 平成27年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

上記のように、NTT東日本及び西日本ともに、平成27年度の芯線数及び収入の実績値は概ね 見込値と同水準であったが、費用については、設備管理運営費は減少したが、自己資本比率が 上昇した結果、報酬が増加したことにより、費用の実績値が見込値を上回った。その結果として、 NTT東日本において8億円、NTT西日本において6億円の乖離が生じている。

(2)シングルスター方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シングルスター方式に係る平成29年度の接続料原価は、平成27年度における見込値と実績値との乖離額のうち、①NTT東日本・西日本の局舎から利用者宅までの区間の加入者回線、②FTMに係るもののみを加算して算定することとされている(NTT東日本:4億円、NTT西日本:2億円)。これを平成29年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス 方式	総額 * (①+②)
NTT	乖離額	4億円	(5億円)	8億円
東日本	1 芯当たり乖離額	+18 円		
NTT	乖離額	2億円	(3億円)	6億円
西日本	1 芯当たり乖離額	+17円		

[※] 端数処理の関係で合計値と一致していない。

一芯当たり乖離額を算入したシングルスター方式の接続料は以下のとおり。

■シングルスター方式の接続料 ※1※2

(タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
<u>平成 29 年度</u> 変更申請接続料	<u>2,953 円</u>	<u>3,159 円</u>
平成 29 年度 認可済接続料	2,935 円	3,142 円
乖離額 ※3	+18円	+17円

^{※1 1}芯当たりの月額料金。

^{※2} 上記のほかに、回線管理運営費(東:54円、西:70円(平成29年度。実績原価方式により申請中))が 必要。

^{※3} 平成29年度における見込値と実績値との乖離額。

(3)シェアドアクセス方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シェアドアクセス方式に係る平成 29 年度の接続料原価は、平成 27 年度における見込値と実績値との乖離額のうち、①NTT東日本・西日本の局舎から局外スプリッタまでの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている(NTT東日本:5億円、NTT西日本:3億円)。これを平成 29 年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター 方式	②シェアドアクセス方式	総額 * (①+②)
NTT	乖離額	(4億円)	5億円	8億円
東日本	1 芯当たり乖離額		+17 円	
NTT	乖離額	(2億円)	3億円	6億円
西日本	1 芯当たり乖離額		+14円	

[※] 端数処理の関係で合計値と一致していない。

一芯当たり乖離額を算入したシェアドアクセス方式の接続料は以下のとおり。

■シェアドアクセス方式の接続料 ※1※2

(タイプ1-1)

■フェノー / フ ピハノ エ O J 女 小ルイイ	X1X2	(プリンコー1)
	NTT 東日本	NTT 西日本
平成 29 年度 変更申請接続料	2,490 円	<u>2,553 円</u>
平成 29 年度 認可済接続料	2,474 円	2,542 円
乖離額 ※3	+17円	+14円
局外スプリッタの前年適 用接続料と今回申請接 続料との差額 ※2	▲1 円	▲3 円

^{※1 1}芯当たりの月額料金。

^{※2} シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(平成29年度認可済接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西:60円)であり、平成29年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成29年度適用接続料(東:74円、西:57円(現在申請中)))。

^{※3} 平成27年度における見込値と実績値との乖離額。

3. その他

·端末回線伝送機能の一部改定(NTT東日本のみ)

接続約款上整理品目化(新規受付停止)されている端末回線伝送機能(メトロハイリンクに係るもの)について、当該機能の利用が無くなったことから、接続約款から関連する規定を削除する。

また、端末回線伝送機能(メガデータネッツに係るもの)の一部改定について、平成 28 年度に整理品目化することから、メニューを附則に移行する等の規定整備を行う。**

※ NTT西日本は同機能について平成29年度末整理品目化、平成30年度末廃止予定。

平成29年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について

│ 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 山村 雅之 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 村尾 和俊 (以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

<u>4. 概要</u>

NTT東日本・西日本のNGN(Next Generation Network)は、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところ、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)等を踏まえ、次の6機能に係る平成29年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。なお、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能については、「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)を踏まえ、本件申請において、初めて申請された。

- A 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)
 - ・・・他事業者が自らアクセス回線を調達し、又はNTT東日本・西日本からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNGNの収容ルータに接続してNGNを利用する形態
- B 関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)
 - ・・・電話サービス提供事業者が、自網をNTT東日本・西日本の関門交換機(IGS: Interconnection Gateway Switch)に接続してNGN又はひかり電話網の電話利用者への 着信のために利用する形態
- C 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)
 - ・・・他事業者が自らのIP網をNGNのゲートウェイルータ(以下「GWルータ」とする。)に接

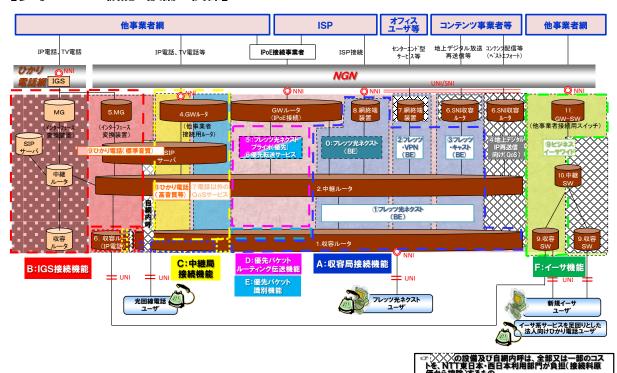
続してNGNを利用する形態

- D 一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先パケット識別機能)
 - ・・・他事業者が自らのIP網をNGNのGWルータに接続し、収容ルータのうち、高速制御部の一部 ^{※1}において優先パケットの転送の可否を決定し、優先パケットを転送またはベストエフォートへマークダウンして転送してNGNを利用する形態
- E 一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能(優先パケットルーティング伝送機能)
 - ・・・他事業者が自らのIP網をNGNのGWルータに接続し、優先パケットをベストエフォート パケットよりも優先して転送することで、一定の通信品質を確保してNGNを利用する 形態
- F イーサネットフレーム伝送機能(イーサネット接続機能)
 - ・・・他事業者が自らのネットワークをNGNイーサネットワークのゲートウェイスイッチ(GW スイッチ)に接続してNGNの機能(PVCタイプ **2)を利用する形態
- ※1 収容ルータは、高速制御部と基本制御部等から構成されている。高速制御部では、各種サービスの契約の有無を設定情報として保持し、
 - ・契約者以外からのパケットの破棄、
 - ・優先サービス契約者からのパケットの優先転送

等を行っている。

※2 PVC(パーマネント・バーチャル・サーキット):1対1でのみ接続するサービス

【参考:NGNの機能と設備の関係】



5 2

|| 主な変更内容

収容局接続機能、IGS接続機能及び中継局接続機能に係る接続料の改定並びに優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料の新設

1. 総論

(1)収容局接続機能、IGS接続機能及び中継局接続機能に係る接続料の改定

本件申請では、NGNが今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの既存機能について、平成29年度の接続料が将来原価方式で算定されている。その際、今後の接続事業者の利用状況等によりNGNの需要(トラヒック)が大きく変化する可能性もあることから、算定期間を1年間として接続料が設定されている。

(2)優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料の新設

NGNの既存の4機能 **では、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者によるNGN を利用した独自の品質保証型のOAB-JIP電話サービス等多様なサービスの提供が 実現していないといった課題があった。

そのため、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者がNGNを利用した独自の品質保証型のOAB-JIP電話サービス等多様なサービスを提供する環境を確保するため、音声だけでなく、データ系のサービス提供のためにも利用可能な機能として、「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)によって、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされたところである。

本件申請では、当該2機能について、平成29年度の接続料が、算定期間1年間の将来原価 方式で新設されている。

※ 収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能及びイーサネット接続機能の4機能

平成29年度接続料の概要

() 内の数字は平成28年度接続料に対する増減率

	収容局接続機能 【装置単位·月額】		IGS接続機能 【3分】 ^{※1}		中継局接続機能 【10Gポート単位・月額】		優先パケット 識別機能 【1契約単位・月額】 ^{※2}		優先パケット ルーティング伝送機能 【1Mbit単位】 ^{※2}	
	平成 29 年度	平成28年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成28年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
NTT 東日本	119.7 万円 (+2.9%)	116.3 万円	1.50 円 (▲32.4%)	2.22 円	458.3 万円 (+6.3%)	431.3 万円	2.01 円	-	0.035668 円	_
NTT 西日本	151.5 万円 (+9.6%)	138.2 万円	1.93 円 (▲26.6%)	2.63 円	404.2 万円 (+4.3%)	387.5 万円	1.88 円	-	0.037654 円	-

^{※1 1}通信ごと・1秒ごとの料金は、P.13参照。中継系交換機能に係る接続料(平成28年度:3分当たり0.22円 平成29年度:3分当たり0.22円(現在申請中))を含む。

^{※2} 事業者ごとの予測需要(契約数・通信量)に応じて、事業者ごとの負担額を予め決定。 年度の需要の実績値が確定した段階で、事業者ごとの需要の実績値に応じて精算を実施。

2. 接続料の算定

(1)需要の予測

接続料の算定に用いられる需要は、まずフレッツ光及びひかり電話の各年度末の契約数を 予測し、次に、その契約者にNGNの各サービスを提供するために必要な機能ごとの需要を求 める方法で予測されている。

フレッツ光については、NTT東日本は、平成28年度及び平成29年度ともに40万契約(予測)の純増、NTT西日本は、平成28年度及び平成29年度ともに30万契約(予測)の純増としている。また、ひかり電話については、NTT東日本は、平成28年度及び平成29年度ともに20万ch(予測)の純増、NTT西日本は、平成28年度及び平成29年度ともに純増は0万ch(予測)で、契約数は横ばいとしている。

■ フレッツ光及びひかり電話の各年度末の契約数等予測

豆 八	NTT	東日本	NTT西日本		
区分	平成 27 年度末	平成 29 年度末	平成 27 年度末	平成 29 年度末	
フレッツ光(千契約)	10,666	11,466	8,593	9,193	
ひかり電話(千ch)	9,123	9,523	8,252	8,252	

上記で予測した数の契約数等に対し、NGNを用いる各サービスを提供するために必要な各機能の需要を次の方法により、それぞれ予測している。

- ①収容局接続機能の需要・・・平成 27 年度の実績を基に、NGNのエリア展開等を踏ま えて予測した収容ルータの装置数
- ② I G S 接続機能の需要・・・平成 27 年度の実績を基に、ひかり電話の増加等を踏まえて予測した I G S 経由の通信回数及び通信時間
- ③中継局接続機能の需要・・・平成 27 年度の実績を基に、ひかり電話の増加等を踏まえて予測したGWルータのポート数
- 4優先パケット識別機能の需要
 - ・・・新機能のため、平成 29 年度においては、接続事業者及び NTT東日本・西日本利用部門より提示された需要見込み を織り込んで予測した契約数
- ⑤優先パケットルーティング伝送機能の需要
 - ・・・新機能のため、平成 29 年度においては、接続事業者及び NTT東日本・西日本利用部門より提示された需要見込み を織り込んで予測した通信量

■ 各機能の需要

		NTT東	 百本	NTT西	旧本
		平成 27 年度末 平成 29 年度		平成 27 年度末	平成 29 年度
収容局 接続機能	収容ルータ装置数(台)	3,763	3,845	2,782	2,860
	通信回数(千回)	8,964,483	8,631,475	8,613,841	8,015,790
IGS	通信時間(千時間)	275,727	258,305	244,657	221,874
接続機能	メディアゲートウェイ経由 (千時間)	275,235	258,305	244,267	221,776
中継局 接続機能	GWルータ接続用ポート数 (ポート)	4	4	4	4
優先パケット識別 機能	契約数(回線)	_	4,003	-	592
優先パケットルー ティング伝送機能	通信量(Mbit)	-	17,046,154,080	-	3,319,675,384

(2)接続料原価の算定

接続料の算定に用いられる接続料原価は、二段階のフローにより算定されている。

第一に、平成 27 年度接続会計をベースとして、NGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコストを算定している(Step1)。

第二に、Step1で算定したコストを、コストドライバを用いる方法等により、関係する機能に配賦している(Step2)。

1)Step1:設備別コストの算定

平成29年度のNGN及びひかり電話網のコストは、平成27年度接続会計における費用をベースとして、平成29年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮することにより予測されている。このフローで用いられる取得固定資産価額の伸び率等は、フレッツ光の契約数等の増加に応じて設備増設を予測することで算出しているものである。

算定された平成29年度における各設備別のコストは、以下のとおりである。

(単位:百万円)

			NTT	東日本			NTT	日本	
		設備管理運営費	自己資本 費用等※	合計	設備管理 運営費 (H27 実績)	設備管理運営費	自己資本 費用等※	合計	設備管理 運営費 (H27 実績)
収	容ルータ	15,647	1,403	17,050	18,249	12,906	815	13,721	15,170
中	継ルータ	11,298	1,038	12,336	12,971	14,813	991	15,804	14,811
MG(メデ	ʹィアケʹートウェイ)	1,154	94	1,248	1,293	1,532	86	1,618	1,748
G ¹	Wルー タ	54	4	58	55	67	3	70	70
網終端	装置(ISP)	19,260	1,925	21,185	20,179	16,465	1,077	17,542	16,403
網終端	装置(VPN)	4,019	431	4,450	4,639	2,733	199	2,932	2,830
収容ル-	-タ(SNI等)	501	48	549	562	436	33	469	455
SI	Pサーバ	7,934	755	8,689	8,777	5,582	355	5,937	6,280
一、大口午	伝送装置	4,923	944	5,867	6,306	5,375	804	6,179	6,190
伝送路	中継ダークファイバ	429	151	580	421	629	184	813	523
NG	iN合計	65,219	6,794	72,013	73,452	60,537	4,545	65,082	64,480
ひかり電	SIPサーバ以外	0	0	0	5,728	1,957	133	2,090	7,166
話網	SIPサーバ	0	0	0	219	9	0	9	598
ひかり電話網合計		0	0	0	5,947	1,966	133	2,099	7,764
	合計	65,219	6,794	72,013	79,399	62,503	4,678	67,181	72,244

[※] 自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税の合計値

2)Step2:Step1で算定したコストの関係する機能への配賦

1) 各機能への固有設備コストの直課

上記の設備別コストのうち、メディアゲートウェイ、GWルータ、網終端装置(ISP)、網終端装置(VPN)及び収容ルータ(SNI)に係るコストについては、各機能の固有設備であるため、昨年度の算定と同様、関係する機能に直課している。

設備名	コストを直課する機能
網終端装置(ISP)	収容局接続機能
メディアゲートウェイ	IGS接続機能
GWルータ	中継局接続機能
网络崇林罢(\/DNI\) III农II — (A/CNII)	NTT東日本・西日本利用部門が
網終端装置(VPN)、収容ル一タ(SNI)	コスト総額を負担(接続料原価から控除)

② 各機能への共用設備(収容ルータ等、中継ルータ及び伝送路)コストの配賦

ア 収容ルータ等の扱い(共用設備への追加)

従来、収容ルータは、収容局接続機能の固有設備として整理され、そのコストは収容局接続機能に直課されてきた。その理由は、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」(平成20年12月)において、フレッツ光ネクストへの加入がNGNの他のサービスを利用するための前提となっており、例えば、収容ルータには「ひかり電話」の呼も流れるが、収容ルータの設備コストはフレッツ光ネクストに係る機能(収容局接続機能)にのみ算入することが適当という考え方が示されているためである。

これに対し、平成 26 年度申請より、「フレッツ光ネクストへの加入を前提としないIP電話サービス(光IP電話のみメニュー)*1」の提供がNTT東日本・西日本の一部地域で開始されたことに伴い、上記前提の一部が成り立たなくなったため、適正なコスト負担を確保する観点から、中継ルータ及び伝送路に加えて、収容ルータ等 *2を共用設備として整理している。

また、本件申請より、収容ルータのうち、優先パケット識別等に係る高速制御部の一部については、契約数比等を用いてコストを配賦している。

- ※1 「特定地域向け音声利用IP通信網サービス」をいう。NTT東日本・西日本においては、「光回線電話」と称されている。
- ※2 収容ルータのほか、収容ルータ(法人向けIP電話)についても、中継ルータ及び伝送路に加えて、共用設備として整理している。なお、収容ルータ(法人向けIP電話)は現在「イーサネットをアクセス回線として利用した法人向けIP電話サービス」に用いられている専らIP電話の用に供するものである。

イ 共用設備コストを配賦するための「ポート実績トラヒック比」の算出

高速制御部の一部を除く収容ルータ等、中継ルータ及び伝送路*1については、NGNで提供される複数の機能で共用されるものであるため、これらの共用設備に係るコストは、コストドライバを用いて関係する機能へと配賦することされている。

当該コストドライバには、従来の算定と同様、共用設備ごとに算出される「ポート実績トラヒック比」が採用されている。

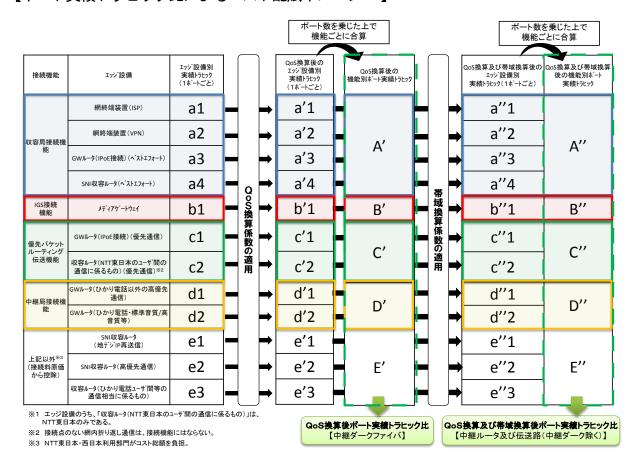
「ポート実績トラヒック比」は、まず、各エッジ設備 ※2のポートを通過する平成 27 年度1年

間のトラヒックを集計した上で、平成 29 年度のトラヒックを予測し、それぞれのエッジ設備が対応している機能ごとのトラヒック小計を算出した後に、機能ごとのトラヒック小計をエッジ設備全体の総トラヒックで除すことにより算出される比率である。

※1 伝送路は、後述するイーサネット接続機能とも共用されるが、伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外の機能との間で分計している。

※2 ネットワークのエッジ(端)にある設備

【ポート実績トラヒック比によるコスト配賦イメージ※1】



共用設備ごとの「ポート実績トラヒック比」を算出する際には、共用設備の性質に応じて、 QoS換算係数及び帯域換算係数が用いられている。

QoS換算係数は、QoS通信においては、通信品質を確保するため、通信そのものに必要な帯域に対して一定の帯域を上乗せしている^{※1}ことを踏まえ、当該上乗せ帯域を含めたトラヒックを推計するために用いられるものである。

また、帯域換算係数 **²は、一般的にIP系の装置は、帯域差に比して装置価格差が生じておらず、スケールメリットが働くことから、そのスケールメリットを勘案した場合のトラヒックを推計するために用いられるものである。

なお、本件申請においては、「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)を踏まえ、優先パケットルーティング伝送機能が新たにアンバンドルされたことから、エッジ設備と接続機能の対応関係を以下のとおり見直している。**3

・ 従来、接続料原価から控除していた「GWルータ(IPoE 接続)」のポートを通過する優先

通信トラヒックについて、優先パケットルーティング伝送機能に対応するよう見直し。

- ・ 従来、接続料原価から控除していた、「収容ルータ(NTT東日本のユーザ間の通信に係るもの)」について、優先パケットルーティング伝送機能に対応するエッジ設備とするよう見直し。
- ※1 最優先通信で要求帯域の 20%、高優先通信で要求帯域の 16%を上乗せ帯域として確保している。なお、当該帯域制御の方法については昨年度と変化がないため、QoS換算係数については昨年度と同じ値を使用している。
- ※2 本件申請に当たっては、帯域とコストの関係を推定するためにモデルとした市販ルータの価格が昨年変動したことを踏まえ、ポート単価比の見直しを行っている。 見直しの結果、帯域比では1:100 であるものがポート単価比では、NTT東日本においては1:6.7 (帯域 10 倍ごとにコストが約 2.6 倍に増大)、NTT西日本においては1:6.0 (帯域 10 倍ごとにコストが約 2.4 倍に増大)となるように設定されている。
- ※3 NTT西日本も同様である。

ウ「ポート実績トラヒック比」を用いた共用設備コストの配賦

(j)中継ルータ及び伝送路(中継ダークファイバを除く)のコストの配賦

中継ルータ及び伝送路(中継ダークファイバを除く)を通過するトラヒックはNGNにおける 全エッジ設備を通過するため、これらの設備のコストは、「QoS換算及び帯域換算後ポート 実績トラヒック比」(上記参考図においては、A":B":C":D":E")によって各接続機能 へ配賦されている。

(ii)中継ダークファイバのコストの配賦

中継ダークファイバについては、IP系装置特有のスケールメリットが働かないため、帯域 換算係数を加味せず、「QoS換算後ポート実績トラヒック比」(上記参考図においては、A': B':C':D':E')によって各接続機能へ配賦されている。

(iii)収容ルータのコストの配賦

収容ルータを通過するトラヒックのうちフレッツ光への加入を前提としないIP電話サービス(光IP電話のみメニュー)に係るトラヒックは、収容局接続機能に関係するエッジ設備を通過しない。このため、収容ルータのコストについては、「QoS換算及び帯域換算後ポート実績トラヒック比」やひかり電話の契約数に占める光IP電話のみメニューの契約数の割合などを用いて、光IP電話のみメニューのコストをIGS接続機能、中継局接続機能等に配賦した上で、残りを収容局接続機能に配賦することとしている。

(iv)収容ルータ(法人向けIP電話)のコストの配賦

収容ルータ(法人向けIP電話)を通過するトラヒックは、収容局接続機能に関係するエッジ設備を通過しないため、当該設備に係る費用は、IGS接続機能、中継局接続機能及びNTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担する部分の「QoS換算及び帯域換算後ポート実績トラヒック比」(上記参考図においては、C":D":E")によって各接続機能へ配賦されている。

以上(i)~(iv)による共用設備のコスト配賦結果は、下表のとおり。

【NTT東日本】

		ポート実績	訃ラヒック比		共用	設備のコスト酉	武結果(百万	5円)
	中継ルータ・ 伝送路 (中継ダーケ除 く)	中継ダーク	収容ルータ	収容ルータ (法人向け IP電話)	中継ルー タ・伝送路 (中継ダーク 除く)	中継ダーク	収容ルータ	収容ルータ (法人向け IP電話)
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	18,203	580	16,502	162
収容局 接続機能	91.33%	98.65%	99.99%	-	16,624	572	16,500	_
IGS 接続機能	3.79%	1.03%	0.01%	83.75%	690	6	2	136
中継局 接続機能	0.06%	0.01%	0.00%	1.27%	11	0	0	2
優先パケットルーティング伝送機能	3.34%	0.03%	0.00%	_	608	0	0	_
上記以外** (接続料原価か ら控除)	1.48%	0.28%	0.00%	14.98%	270	2	0	24

[※] NTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担

【NTT西日本】

		ポート実績	トラヒック比		共用設備のコスト配賦結果(百万円)				
	中継ルータ・ 伝送路 (中継ダーケ除 く)	中継ダーク	収容ルータ	収容ルータ (法人向け IP電話)	中継ルー タ・伝送路 (中継ダーク 除く)	中継ダーク	収容ルータ	収容ルータ (法人向け IP電話)	
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	21,983	813	13,288	114	
収容局 接続機能	91.40%	98.69%	100.00%	_	20,093	802	13,288	_	
IGS 接続機能	5.87%	0.95%	0.00%	85.00%	1,291	8	0	97	
中継局 接続機能	0.06%	0.01%	0.00%	0.93%	13	0	0	1	
優先パケットルーテ ィング伝送機能	0.57%	0.01%	0.00%	_	125	0	0	_	
上記以外* (接続料原価か ら控除)	2.10%	0.34%	0.00%	14.07%	462	3	0	16	

[※] NTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担

③ 各機能への共用設備(SIPサーバ)コストの配賦

SIPサーバのコストは、通信回数比により各機能に配賦されている。通信回数比は、平成 27 年度の通信実績を基に、ひかり電話の増加等を踏まえて推計した平成 29 年度のサービス別の通信回数を用いて算出されている。

	NTT	東日本	NTT西日本		
	通信回数比	コスト配賦結果 (百万円)	通信回数比	コスト配賦結果 (百万円)	
IGS接続機能	83.28%	7,236	83.92%	4,982	
中継局接続機能	1.68%	146	1.82%	108	
上記以外 [※] (接続料原価から控除)	15.04%	1,307	14.26%	847	
合計	100.0%	8,689	100.0%	5,937	

[※] NTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担。

なお、上記に加え、ひかり電話網のコストも、平成27年度の通信実績を基に、ひかり電話の増加等を踏まえて推計した通信回数及び通信時間を用いて、①NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通信についてはNTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担し、②それ以外の通信についてはIGS接続機能に配賦されている。

3)機能ごとの接続料原価

【NTT東日本】 (単位:百万円)

							. ==	
		収容局 接続機能	IGS 接続機能	中継局 接続機能	優先パケット 識別機能	優先パケット ルーティング 伝 送機能	左記以外 ** (接続料原価 から控除)	合計
収	容ルータ	16,841	176	3	0.096393	_	31	17,050
中紀	継ルータ	11,266	468	7	1	412	182	12,336
MG(メデ	ィアケ゛ートウェイ)	-	1,248	_	-	_	-	1,248
G۱	Nルータ	_	_	58	-	_	-	58
網終端	装置(ISP)	21,185	_	-	-	-	-	21,185
網終端對	表置(VPN)	_	_	-	1	_	4,450	4,450
収容ル	ータ(SNI)	_	_	I	I	_	389	389
収容ルータ(法人向けIP電話)	_	136	2	ı	_	25	162
SIF	⊃サーバ	_	7,236	146	ı	_	1,307	8,689
	伝送装置	5,358	222	4	ı	196	88	5,867
伝送路	中継 ダークファイハ゛	572	6	0	1	0	2	580
NG	iN合計	55,222	9,492	220	0.096393	608	6,474	72,013
ひかり	り電話網	_	_	_	_	_	-	_
接続	料原価	55,222	9,492	220	0.096393	608	6,474	72,013

[※] NTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担

【**NTT西日本**】 (単位:百万円)

		収容局 接続機能	IGS 接続機能	中継局 接続機能	優先パケット 識別機能	優先パケット ルーティング 伝 送機能	左記以外** (接続料原価 から控除)	合計
収率	容ルータ	13,548	147	2	0.013343	1	24	13,721
中約	迷ルータ	14,445	928	9	ı	90	332	15,804
MG(メディ	(ፖケ ートウェイ)	-	1,618	_	-	-	-	1,618
GV	Vルータ	ı	I	70	ı	I	I	70
網終端	装置(ISP)	17,542	1	ı	ı	ı	1	17,542
網終端裝	支置(VPN)	_	_	_	_	_	2,932	2,932
収容ル・	ータ(SNI)	-	1	1	1	_	353	353
収容ルータの	法人向けIP電話)	1	97	1	1	1	16	114
SIF	ワサーバ	_	4,982	108	-	_	847	5,937
	伝送装置	5,648	363	4	ı	35	130	6,179
伝送路	中継 ダークファイハ	802	8	0	1	0	3	813
NG	N合計	51,985	8,143	194	0,013343	125	4,637	65,082
ひかり)電話網	_	1,683	-	_	_	416	2,099
接続	料原価	51,985	9,826	194	0.013343	125	5,053	67,181

[※] NTT東日本・西日本利用部門がコスト総額を負担

(3)機能ごとの接続料

機能ごとの接続料は、(2)で算定した機能ごとの接続料原価を、(1)で算定した機能ごとの需要で除して算定されている。

			NTT東日本	NTT西日本
			平成 29 年度 (()内は昨年度からの増減率)	平成 29 年度 (()内は昨年度からの増減率)
収容局	-71/	(** **********************************	55,222	51,985
接続機能	1 7 1	(百万円)	(+4.5%)	(+11.6%)
	需要(」	収容ルータ装置数)	3,845	2,860
	t 文 《丰业》	4(装置•月)	119.7 万円	151.5 万円
]女小儿不	↑〈衣旦˙刀 <i>〉</i>	(+2.9%)	(+9.6%)
IGS	コスト(百万円)		9,492	9,826
接続機能	回数比例(百万円) 時間比例(百万円)(MG以外)		(▲26.6%)	(▲25.3%)
			7,236	4,989
			1,008	3,219
		時間比例(百万円)(MG)	1,248	1,618
		通信回数(千回)	8,631,475	8,015,790
	需要	通信時間(千時間)	258,305	221,874
		(再)通信時間(千時間)(MG)	258,305	221,776
	接続火	4(3分当たり)**	1.50 円	1.93 円
	13417647	1001=1201	(▲32.4%)	(▲26.6%)
		1通信ごと(円/回数)	0.83833 円	0.62240 円
		1秒ごと(円/秒)	0.0024261 円	0.0060566 円
中継局	コスト((百万円)	220	194
接続機能		(17)	(+6.3%)	(+4.3%)
	需要(GWルータ接続用ポート数)	4	4
	接続料	↓(10Gポート ・ 月)	458.3 万円	404.2 万円
			(+6.3%)	(+4.3%)
優先パケ	コスト	(百万円)	0.096393	0.013343
ット識別	需要([回線)	4,003	592
機能※2	接続料	4(円/契約・月)	2.01 円	1.88 円
優先	コスト(百万円)		608	125
パケット	需要(N	Mbit)	17,046,154,080	3,319,675,384
ルーティング伝送	接続料	斗(円/Mbit)	0.035668 円	0.037654 円
機能 **2		(参考) 接続料(200kbps・3分) ^{※3} 係ろ平成 29 年度接続料(3分当たり 0.2	1.28 円	1.36 円

^{※1} 中継系交換機能に係る平成29年度接続料(3分当たり0.22円(現在申請中))を含む。

^{※2} 事業者ごとの予測需要(契約数・通信量)に応じて、事業者ごとの負担額を予め決定。 年度の需要の実績値が確定した段階で、事業者ごとの需要の実績値に応じて精算を実施。

^{※3 200}kbps で3分間通信した場合。

イーサネット接続機能に係る接続料の改定

1. 平成 29 年度接続料

NGNのイーサネット接続機能に係る平成 29 年度接続料については、他のNGN機能と同様に1年間の将来原価により算定されている。

具体的には、平成27年度の接続会計における一般第一種指定設備のうちNGNイーサネットに係る設備の費用をベースに、昨年度の算定と同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえて予測した平成29年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等が行われており、以下のような階梯(①~④)別に設定されている。各階梯の接続料設定単位及び接続料算定方法は、下表のとおりである。

CUGのみ利用 PVCのみ利用	_					
東西代表POI 県POI MA-POI	階梯	接続料適用単位	接続料算定方法		品目	
GW 他事業者 接続用SW 接続用SW	④相互接続用設備 (GWスイッチ)	装置ごと (事業者ごとに個別に設置)	GWスイッチコスト ÷ GWスイッチ装置数		-	
			県内中継設備の単位帯域当たり	10M	100M	1G
		 事業者ごと・県ごとの総	料金	20M	200M	2G
+ 614	③県内中継設備		///亚 ×	30M	300M	
中継 SW		使用帯域当たり	へ 各品目の帯域			10G
			台加日の市域	90M	900M	1G 毎
	_		MA内設備の単位帯域当たり	10M	100M	1G
収容		 事業者ごと・MAごとの	料金	20M	200M	2G
SW	②MA内設備		///亚 ×	30M	300M	•••
(MA代表)		総使用帯域当たり	へ 各品目の帯域			10G
			台加日の市域	90M	900M	1G 毎
収容 SW I	_		局内ゲイアコンパータ等のコスト ÷	~100	М	~1G
	①アクセス回線	アクセス回線ごと	総アクセス回線数			
			+			
			加入光ファイバ接続料			

- ※ PVC(パーマネント・バーチャル・サーキット):1対1でのみ接続するサービス
- ※ CUG(クローズド・ユーザ・グループ):複数対地間で接続可能なサービス
- ※ MA: 単位料金区域

例えば、県POIにおいて接続を行う場合、①、②、③、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。一方、MA-POIにおいて接続を行う場合、①、②、④の各階梯における品目別の接続料が適用される。

※ なお、本機能については、接続事業者から要望があった時点でシステム改修を行う必要があり、改修の費用は PVC タイプを利用する接続事業者間で負担するものであるため、その負担額は、接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定されることになっている。

2. 接続料算定

(1)需要の予測

接続料の算定に用いられる需要は、まずイーサネットサービスの年度末のアクセス回線数を予測し、次に、その予測アクセス回線数を基に、イーサネットサービス提供に必要となる階梯ごとの需要を求める方法で予測されている。

イーサネットサービスで用いられるアクセス回線数は、NTT東日本において、平成 28 年度及び平成 29 年度ともに 0.6 万回線(予測)の純増、NTT西日本において、平成 28 年度及び平成 29 年度ともに 0.8 万回線(予測)の純増としている。上記で予測した数のアクセス回線を踏まえ、イーサネットサービスを提供するために必要な階梯ごとの需要を以下のとおりそれぞれ予測している。

なお、MA内設備及び県内中継設備の利用帯域を予測する際には、PVC換算係数及び帯域換算係数が用いられている。

PVC換算係数とは、PVCと比較しCUGの方がネットワークの契約帯域に対する利用帯域が小さくなる点(※1)を踏まえ、当該利用帯域の差を勘案した利用帯域を推計するために用いられるものである。

また、帯域換算係数(※2)は、一般的にIP系の装置は、帯域差に比して装置価格差が生じておらず、スケールメリットが働くことから、そのスケールメリットを勘案した場合の利用帯域を推計するために用いられるものである。

■ アクセス回線数

	NTT	東日本	NTT西日本			
区分	平成 27 年度末	平成 29 年度	平成 27 年度末	平成 29 年度		
全契約回線数	79,679	88,679	62,003	74,003		
アクセス回線数 (シングルアクセス換算後 *)	81,607	90,825	63,612	75,824		
(再)1Gb/s 回線数	1,306	1,454	890	1,064		

※デュアルアクセス回線(二重化された回線)を2回線として換算

■ 利用帯域(MA内設備及び県内中継設備)

17.17.18.18.18.18.18.18.18.18.18.18.18.18.18.		NTT	東日本	NTT西日本			
区分		平成 27 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 29 年度		
MA 内設備	帯域換算あり	9,600	10,672	5,652	6,659		
利用帯域(Mb/s)	帯域換算なし	1,434,632	1,630,065	804,431	1,029,182		
県内中継設備	帯域換算あり	1,967	2,384	1,349	1,709		
利用帯域(Mb/s)	帯域換算なし	355,882	427,186	278,070	355,503		

■ GWスイッチ装置数

区分	NTT東	旧本	NTT西日本			
运 力	平成 27 年度末	平成 29 年度	平成 27 年度末	平成 29 年度		
GW スイッチ装置数	2	3	2	3		

^{※1} PVCはアクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するのに対し、CUGは網内折返しが可能なため、契約帯域より小さい帯域しか利用しない通信が存在するため、PVCよりCUGの方がネットワークの契約帯域に対する利用帯域が小さくなる。

(2)接続料原価の算定

NGNイーサネットの平成29年度接続料原価の算定に当たっては、平成27年度の接続会計におけるNGNイーサネットに係る設備の費用をベースに、昨年度の算定と同様、イーサネットサービスのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成29年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等が行われている。

(単位:百万円)

	設備管理運営費								
区分	NTT東	(日本	NTT西日本						
	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 29 年度					
収容スイッチ	6,723	5,897	4,496	4,399					
中継スイッチ	577	443	471	361					
GW スイッチ	5.58	5.64	8.01	7.59					
イーサ MA 面伝送路	1,506	1,243	1,076	1,157					
イーサ県内面伝送路	257	192	248	259					
局内メディアコンバータ	1,059	780	1,131	803					
回線管理運営費	571	583	576	612					

その上で、上記の費用が次のように設備の種類に応じて直課又は配賦されている。

- ① NGNイーサネットを構成する設備のうち、収容スイッチ、中継スイッチ、GWスイッチ及び局内メディアコンバータに係るコストは、関係する階梯別コストに直課
- (2) 伝送路のコスト(※)は、関係する階梯別コストに配賦

※ 伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外のNGN接続機能(中継局接続など)との間で分計 以上をまとめると、階梯別コストごとの接続料原価は、次のとおりとなる。

^{※2} 本件申請に当たっては、帯域とコストの関係を推定するためのモデルとした市販のイーサネットスイッチの価格が昨年変動したことを踏まえ、ポート単価比の見直しを行っている。見直しの結果、帯域比では1:100 であるものがポート単価比では、NTT東日本においては1:6.5(帯域 10 倍ごとにコストが約 2.7 倍に増大)、NTT西日本においては1:5.9(帯域 10 倍ごとにコストが約 2.4 倍に増大)となるように設定されている。

【NTT東日本】 (単位:百万円)

		①アクセス回線	②MA内設備	③県内中継設備	④GWスイッチ	合計
局内	MC 本体	858	-	ı	-	858
MC	1G ポート追加分	65	_	I	_	65
4)	又容スイッチ	ı	6,487	ı		6,487
中継スイッチ		ı	1	485	1	485
C	GWスイッチ	1	1	1	6.26	6.26
伝送路	伝送装置	-	1,133	192	_	1,325
江区时	中継ダークファイバ	-	374	40	_	414
(回線管理運営費)		592	-	-	-	592
接続料原価		1,515	7,994	717	6.26	10,232

【**NTT西日本**】 (単位:百万円)

		①アクセス回線	②MA内設備	③県内中継設備	④GWスイッチ	合計
局内	MC 本体	921	1	_	1	921
MC	1G ポート追加分	30	-	_	-	30
4)	収容スイッチ	ı	4,769	_	1	4,769
4	戸継スイッチ	1		390		390
G	SW スイッチ	1	_	_	8.14	8.14
伝送路	伝送装置	1	1,028	250	1	1,278
江区的	中継ダークファイバ	1	308	48	1	356
(回線管理運営費)		619	-	_	-	619
接続料原価		1,568	6,105	688	8.14	8,371

(3)接続料の算定

イーサネット接続機能の接続料は、(2)で算定した階梯ごとの接続料原価を階梯ごとの需要で除して算定されている。

具体的には、階梯ごとに、次のように設定されている。

- ① アクセス回線(回線ごとに接続料を設定) 局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除した上で、加入光ファイバ接続料を加算して算定
- ② MA内設備(MAの通信速度品目ごとに接続料を設定) MA内設備の単位帯域当たり料金に、各品目の換算後帯域を乗じて算定(同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)
- ③ 県内中継設備(県内の通信速度品目ごとに接続料を設定) 県内中継設備の単位帯域当たり料金に、各品目の換算後帯域を乗じて算定(同一設備に おける事業者ごとに合算した帯域ごとに適用)

④ GWスイッチ(装置ごとに接続料を設定) GWスイッチのコストをGWスイッチ装置数で除して算定

以上を踏まえ、本件申請で設定された平成 29 年度接続料は、次のとおり(MA内設備・県内中継設備は1Mb/s 当たり料金)。

			NTT東日本	NTT西日本
			平成 29 年度	平成 29 年度
アクセス	コスト(百	万円)	1,515	1,568
回線		MC 本体	858	921
		1G ポート追加分	65	30
		回線管理運営費	592	619
	需要	アクセス回線数(シングル回線換算後)	90,825	75,824
		(再)1Gb/s アクセス回線数	1,454	1,064
		全契約回線数	88,679	74,003
	接続料	~100Mb/s	4,185 円	4,775 円
	%1 %2	(回線・月)	(▲5.1%)	(▲4.3%)
		~1Gb/s	7,910 円	7,125 円
		(回線•月)	(▲2.7%)	(▲11.7%)
MA内	コスト(百	万円)	7,994	6,105
設備	収容スイッチ・MA 面伝送装置		7,620	5,797
		中継ダークファイバ ^{※3}	374	308
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	10,672	6,659
		帯域換算無し(Mb/s)	1,630,065	1,029,182
	単位料金	:(Mb/s•月) ^{※1※2}	59,519 円	72,567 円
			(▲3.6%)	(▲4.2%)
県内中継	コスト(百	万円)	717	688
設備		中継スイッチ・県内面伝送装置	677	640
		中継ダークファイバ ^{※3}	40	48
	需要	帯域換算あり(Mb/s)	2,384	1,709
		帯域換算無し(Mb/s)	427,186	355,503
	単位料金	:(Mb/s•月) ^{※1※2}	23,677 円	31,227 円
			(▲12.0%)	(▲20.1%)
GW	コスト(百	万円)	6.26	8.14
スイッチ	需要	GW スイッチ装置数	3	3
	接続料(3	表置·月) ^{※1※2}	173,889 円	226,111 円
		NVフノ、エル・代码(安hm十分 MA 内. 旧内	(▲34.7%)	(▲40.0%)

^{※1} アクセス回線及び GW スイッチは貸倒率加味後。MA 内・県内中継設備は貸倒率加味前

^{※2 ()}内の数字は、昨年度接続料からの増減率

^{※3} 中継ダークファイバ分については帯域換算は行っていない。

MA内設備、県内中継設備の接続料は、以下のとおり、帯域差に比して費用差が生じるものではないことを加味して、逓減的な料金体系になっている。

(単位:円)

		NTT東E	本	NTT西日本		
	10Mb/s·月	151,915	(▲3.6%)	175,802	(▲5.7%)	
MA内設備	100Mb/s·月	388,650	(▲3.8%)	428,322	(▲7.1%)	
(事業者毎、MA毎)	1Gb/s·月	1,005,510	(▲3.8%)	1,056,547	(▲8.2%)	
	10Gb/s·月	2,706,255	(▲3.3%)	2,748,346	(▲7.9%)	
	10Mb/s·月	60,436	(▲12.0%)	75,653	(▲21.3%)	
県内中継設備	100Mb/s·月	154,649	(▲12.2%)	184,338	(▲22.3%)	
(事業者毎、県内毎)	1Gb/s·月	400,432	(▲12.0%)	454,892	(▲22.8%)	
	10Gb/s·月	1,080,962	(▲11.0%)	1,185,079	(▲20.8%)	

- ※1 貸倒率加味後。() 内の数字は、昨年度接続料からの増減率
- ※2 MA内設備及び県内中継設備の帯域ごとの接続料について、単位帯域 (1Mb/s) 当たりの料金を求めた上で、帯域換算係数を乗じることにより、逓減的な料金設定を行っている。これによると、例えば 100Mb/s の接続料は 10Mb/s に対して、NTT東日本は約2.7倍、NTT西日本は約2.4倍の接続料となる。
- ※3 例えば1事業者が同一MA内で50M・70M・80Mの3回線を使用する場合、合算した200Mの帯域に相当するMA内料金が適用されることとなる(バルク型料金体系)。バルク型料金体系は、帯域換算係数と同様の考え方により、事業者ごとに利用している回線を個別に捉えずに、各回線に係る帯域を合算して接続料を算定・適用するものである。なお、スケールメリットが働くのは同一の設備を利用する場合に限られることから、合算する回線は同一MA又は同一県内の回線に限定している。

長期増分費用方式に基づく 平成29年度の接続料の改定等について

│ 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年2月2日(木)

3. 実施予定期日

認可後、平成29年4月1日(土)に遡及して適用。

4. 概要

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第1号)が平成29年1月4日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東日本・西日本の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成28年度から平成30年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第7次モデル」という。)を用いて算定された平成29年度の接続料の改定等をするため、接続約款の変更を行うものである。

5. 長期増分費用方式に基づく平成29年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料について、第7次モデルを用いて平成29年度接続料を算定(具体的な改定額は「II 接続料等の改定額」を参照)。

	平成29年度接続料(3分当たり)	平成28年度接続料(3分当たり)
GC接続	6.38円 【対前年度 +0.33円(+5. 5%)】	6.05円
IC接続	7.68円 【対前年度 +0.35円(+4.8%)】	7.33円

【参考】算定根拠

1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料算定に際しては、平成 28 年度下期及び平成 29 年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により 算定。

「平成 28 年度下期+平成 29 年度上期」予測通信量

=「平成 27 年度下期十平成 28 年度上期」実績通信量×(1+対前年同期予測増減率 ※)

※ 対前年同期予測増減率は、①平成 28 年 10 月~12 月の主要な通信量の対前年同期増減率及び ②平成 29 年1月~9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、平成 28 年4月~12 月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における平成 27 年 10 月~12 月と平成 28 年1 月~9月との構成比を用いて加重平均により算定。

<u>サービス別トラヒック</u>

(単位:百万回、百万時間)

	1107 〒 11100 1 中体					対H27 下+H28 上実績増減率				1100 T 11100 L Z 'III			
			下+H28 上								下+H29 上		
		(括弧内は	H26 下+H2	7上実績)		(括弧内は対ト	(括弧内は対H26 下+H27 上実績増減率)			(括弧内はH27 下+H28 上 -		8 上予測)	
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本	
	□ *L	1,759	920	838		▲15.6%	▲ 15.4%	▲ 15.7%		1,485	778	706	
*	回数	(2,128)	(1,105)	(1,023)		(▲19.1%)	(▲18.2%)	(▲20.0%)		(1,722)	(904)	(818)	
МА内 ※	時間	53	28	25		▲ 16.6%	▲ 16.3%	▲ 17.0%		44	23	21	
	时间	(66)	(34)	(32)		(▲20.9%)	(▲19.9%)	(▲22.0%)		(52)	(27)	(25)	
	回数	1,025	479	546		▲13.8%	▲ 14.3%	▲ 13.4%		884	410	473	
MA間	凹奴	(1,199)	(561)	(639)		(▲16.3%)	(▲16.0%)	(▲16.7%)		(1,004)	(471)	(532)	
ZA内	時間	25	12	13		▲ 17.1%	▲ 17.2%	▲ 17.0%		21	10	11	
	山山田	(31)	(15)	(16)		(▲20.1%)	(▲19.3%)	(▲20.8%)		(24)	(12)	(13)	
	回数	11,986	6,243	5,743	×	▲ 18.7%	▲ 16.0%	▲21.6%	=	9,746	5,241	4,505	
GC		(14,552)	(7,415)	(7,136)		(▲18.5%)	(▲18.1%)	(▲18.9%)		(11,862)	(6,076)	(5,787)	
接続	n±.88	346	187	159		▲19.1%	▲16.9%	▲21.7%		280	156	124	
	時間	(427)	(228)	(199)		(▲19.3%)	(▲18.9%)	(▲19.8%)		(344)	(185)	(160)	
IC	□ *h	15,107	7,112	7,996		▲ 4.7%	▲6.3%	▲3.2%		14,401	6,665	7,736	
接続	回数	(16,536)	(7,888)	(8,648)		(▲7.0%)	(▲6.9%)	(▲7.1%)		(15,378)	(7,346)	(8,032)	
(GC を経由	時間	462	225	237		▲6.1%	▲ 7.5%	▲ 4.7%		434	208	226	
するもの)	时间	(504)	(248)	(257)		(▲8.5%)	(▲7.9%)	(▲9.1%)		(461)	(228)	(233)	
IC	回数	19,283	9,928	9,355		+1.9%	+3.7%	0.0%		19,654	10,298	9,356	
接続	凹奴	(18,818)	(9,554)	(9,264)		(+2.4%)	(+3.2%)	(+1.7%)		(19,277)	(9,856)	(9,421)	
(GC を経由	時間	595	324	271		+0.3%	+3.6%	▲3.6%		597	336	261	
しないもの)	h弘[日]	(582)	(309)	(272)		(+3.2%)	(+5.1%)	(+1.2%)		(600)	(325)	(276)	

^(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

機能別トラヒックの算定

サービス別トラヒックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定。

(単位:百万回、百万時間)

		平成 28 年度	平成 29 年度	増減率	
加入者交換機能(GC)	回数	30,364	26,849	▲ 11.6%	
加入有文换版能(GC)	時間	894	788	▲ 11.9%	
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	503	468	▲ 7.1%	
	回数	35,468	34,742	▲2.0%	
┃ ┃中継交換機能(IC)		※ (16,191)	※ (15,088)	※ (▲6.8%)	
中枢文换版的(IC)	時間	1,083	1,048	▲3.3%	
		※ (482)	※ (451)	※ (▲6.6%)	
中継交換機回線対応部共用機能	時間	503	468	▲ 7.1%	
中継伝送共用機能	時間	503	468	▲ 7.1%	

^(※) GCを経由しないものを除く。

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成29年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

	主な機能	平成 28 年度	平成 29 年度	増減率
加入者交換機能				
	NTSコスト付け替え前	185,137	173,368	▲ 6.4%
	NTSコスト付け替え後 [※]	116,262	107,946	▲ 7.2%
加入者交換機回線対応部共用機能		4,327	4,082	▲ 5.7%
中継交換機能		5,903	5,722	▲3.1%
中継交換機回線対応部共用機能		313	294	▲ 6.1%
中継伝送共用機能		5,973	5,631	▲ 5.7%

^(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成 29 年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能に係る接続料原価に加算。

NTSコストの付け替えを行うことによる平成 29 年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、 以下のとおり。

(単位:百万円)

	NTSコスト控除前			NTSコスト 控除後	NTSコスト 加算額	NTSコスト 加算後	
		NTSコスト			3	4 (=1)	3+4
加入者			1	2			
加入者 交換機能 に係る接 続料原価		き線点RTーG C間伝送路コス ト及び局設置F RTーGC間伝 送路コスト	①以外の NTSコスト		加入者交換機 能に係る接続 料原価に算入 するもの		
	173,368	94,330	28,908	65,422	79,038	28,908	107,946

|| 接続料等の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成29年度接続料等

区分	}	単位	平成 29 年度接続料等	平成 28 年度接続料等
4 to 3 24 44 48 48		1 通信ごとに	0.44691 円	0.43629 円
1 加入者交換機能		1 秒ごとに	0.032989 円	0.031187 円
2 加入者交換機回線対応	部専用機能	24 回線ごとに月額	18,691 円	19,244 円
3 加入者交換機回線対応	部共用機能	1 秒ごとに	0.0024242 円	0.0023873 円
 4 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.079500 円	0.080140 円
T IJP I I I I I I I I I I I I I I I I I I		1 秒ごとに	0.0078238 円	0.0077222 円
 5 中継交換機能		1 通信ごとに	0.079500 円	0.080140 円
		1 秒ごとに	0.00078505 円	0.00078519 円
6 中継交換機回線対応部		24 回線ごとに月額	1,336 円	1,383 円
7 中継交換機回線対応部	5共用機能	1 秒ごとに	0.00017479 円	0.00017292 円
8 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0033446 円	0.0032956 円
9 中継伝送専用機能				
	(ア)24 回線単位のも	24 回線まで月額	12,388 円	13,213 円
	の(1.5Mbit/s 相当)	24 回線を超える 24 回線ごとに月額	11,977 円	12,918 円
ア 同一通信用建物	(イ)672 回線単位のも	672 回線ごとに月額	102,715 円	107,943 円
内に終始する場合	の(50Mbit/s 相当)	672 回線相当月額	102,304 円	107,647 円
	(ウ)2,016 回線単位の	2,016 回線ごとに月額	307,324 円	323,237 円
	もの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線相当月額	306,912 円	322,941 円
	(ア)24 回線単位のも の(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	13,870 円	15,158 円
イ ア以外の場合であ		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	13,458 円	14,862 円
って同一の単位料	(イ)672 回線単位のも	672 回線ごとに月額	115,368 円	124,145 円
│ │ 金区域に終始する │ 場合	の(50Mbit/s 相当)	672 回線相当月額	114,956 円	123,850 円
	(ウ)2,016 回線単位の	2,016 回線ごとに月額	345,281 円	371,845 円
	もの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線相当月額	344,869 円	371,549 円
	(ア)24 回線単位のも	24 回線まで月額	14,581 円	16,024 円
	の(1.5Mbit/s 相当)	24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,170 円	15,728 円
ウ アイ以外の場合	(イ)672 回線単位のも	672 回線ごとに月額	121,447 円	131,366 円
	の(50Mbit/s 相当)	672 回線相当月額	121,036 円	131,070 円
	(ウ)2,016 回線単位の	2,016 回線ごとに月額	363,518 円	393,507 円
	もの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線相当月額	363,107 円	393,211 円
加算料				
(1) 9 ウ欄に規定	(ア)24 回線単位のも の(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	35 円	42 円
する中継伝送専用機能を利用する展開の影響が	(イ)672 回線単位のも の(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	300円	353 円
る区間の距離が 10km を超える場 合の加算料	(ウ)2,016 回線単位の もの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	901円	1,060 円

(2) 中継伝送専用 (7)24 回線単位のも	– 44. 81 – 47.	<u>-</u>	
機能を利用してN の(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	1,481 円	1,944 円
TT東日本・西日 (イ)672 回線単位のも	672 回線ごとに月額	12,652 円	16,203 円
本が別に定める の(50Mbit/s 相当)	0/2 凹水ことに方領	12,032	10,203
通信用建物と異			
なる市外中継交 (ウ)2,016 回線単位の	2,016 回線ごとに月額	37,957 円	48,608 円
換機に接続する もの(150Mbit/s 相当)			·
	672 回線ごとに月額	21,537 円	21,487 円
·			
11 共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.011400 円	0.011396 円
12 市内通信機能	1 通信ごとに	0.56055 円	0.55149 円
	1 秒ごとに	0.056847 円	0.054338 円
13 リルーティング通信機能	1 通信ごとに	0.68874 円	0.67929 円
	1 秒ごとに	0.063018 円	0.060314 円
14 リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.017873 円	0.017023 円
15 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア加入者交換機能、中継系交換機能及び中			
継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供する共産権がある。	1 秒ごとに	0.036128 円	0.033925 円
供するサービス向けの音声ガイダンス送出 に係る通信の交換及び伝送を行う機能			
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継			
系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝			
送路設備を用いて、協定事業者の提供する	1 秒ごとに	0.041934 円	0.039898 円
サービス向けの音声ガイダンス送出に係る	1 19 - 21 -	0.04170.0	0.003030 []
通信の交換及び伝送を行う機能			
16 リダイレクション網使用機能			
ア NTT東日本・西日本の中継交換機で接続			
する協定事業者の通信経路を設定するため	. >= != -> .		
にNTT東日本・西日本の加入者交換機を利	1 通信ごとに	0.045437 円	0.043275 円
用してリダイレクションを行う機能			
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する			
協定事業者の通信経路を設定するためにN	・ネケー	0.007700 [7]	0.005070 [7]
TT東日本・西日本の加入者交換機を利用し	1 通信ごとに	0.037739 円	0.035678 円
てリダイレクションを行う機能			
17 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672 回線ごとに	161,047 円	162,912 円
イ 第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申			
込み)第1項又は第4項に係る申込みにより	672 回線ごとに	217,413 円	229,706 円
工事を行う場合			

(実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について)

「三型 ファ、以下のこの7番目で1」 ファ・和木、心 リッ のここが		
審査事項	審査結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)		本件による技術的条件の変更は、 加入者交換機接続用伝送装置利用 機能等の利用が既に存在せず、今後 も見込まれないことから、当該機能 等に係る技術的条件を削除し、関係 する規定の整備を行うものであり、 本件による変更後も、技術的条件は 適正かつ明確に定められていると 認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に 定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)		接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、加入者交換機接続用伝送装置利用機能を接続約款から削除し、これらの機能に係る接続料を算定しないことについては、別記1のとおり。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該 指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信 事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているこ と。(審査基準第15条(1)ウ)	_	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適 正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)		変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第1号))	_	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15条(1)才(施行規則第 23条の4第2項第2号))		他事業者が接続に必要な装置を 東日本電信電話株式会社及び西日 本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本・西日本」という。)の建物、 管路、とう道、電柱等に設置する場 合の負担すべき金額について、接続 料の原価の算定方法に準じて計算 されており、適正かつ明確に定められていると認められる。 変更事項なし
る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき 金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められている	_	XX + X & O

		T
こと。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第3		
号))		
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、		他事業者が負担すべき工事費、手
保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設		続費等について、接続料の原価の算
備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負	۱ کلک	定方法に準じて計算されており、能
担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を	適	率的な経営の下における適正な原
加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められ		価に照らし公正妥当な金額が適正
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		かつ明確に定められていると認め
第4号))		られる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事		変更事項なし
業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正か		
つ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則		
第 23 条の4第2項第5号))		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定め		変更事項なし
られていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第		
2項第6号))		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設		変更事項なし
備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答にお		
いて用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審		
査基準第 15条(1)オ(施行規則第 23条の4第2項第7号))		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解		変更事項なし
決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条		
(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第8号))		
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光		変更事項なし
信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合に		
あっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者		
が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信		
事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業		
者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装		
置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定め		
られていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第		
2項第9号))		
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条		変更事項なし
の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接		
収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接		
続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に		
相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通		
信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために		
必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第		
15条(1)才(施行規則第23条の4第2項第10号))		
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な		変更事項なし
関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があると		
きは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基		
準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))		
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められ		変更事項なし
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		
第 12 号))		
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照ら		本件申請は、接続料規則第 21 条
し公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	<u>`</u>	の規定に基づき接続料の再計算を
	適	行い、これにより当該接続料の改定
		を行うものであり、料金表に定める

		接続料は、接続料規則第4章の規定
		に基づいて算定された原価に照ら
		し、公正妥当なものと認められる。
		なお、ドライカッパ及びメタル端末
		回線に係る調整額の扱い、特設公衆
		電話に係る費用の扱い及びPHS
		基地局回線管理機能に係る調整額
		相当額の加算については、それぞれ
		別記2、3及び4のとおり。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信		本件申請において、自己の電気通
事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続	適	信設備を接続することとした場合
することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査	池	の条件に比して不利なものとする
基準第 15 条(3))		旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするもの		本件申請において、特定の電気通
でないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	信事業者に対し不当な差別的取扱
	• —	いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 加入者交換機接続用伝送装置利用機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算 定しないことについて

第一種指定電気通信設備に係る接続料については、接続料規則に規定する機能ごとに算定することが、接続約款の認可要件となっている(電気通信事業法第33条第4項第1号口)。本件申請においては、加入者交換機接続用伝送装置利用機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないこととしているが、当該措置については、接続料規則で規定された加入者交換機接続伝送専用機能について接続料を算定しないものであることから、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、加入者交換機の設備更改により加入者交換機接続用伝送装置が不要となり、当該装置を利用した接続実績が無くなったこと及び今後もその利用が見込まれないものであることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考える。

2. ドライカッパ及びメタル端末回線に係る調整額の扱いについて

本件申請においては、ドライカッパ(帯域透過端末回線伝送機能)及びメタル端末回線(その他端末回線伝送機能)について、接続料上昇の激変緩和措置のため、平成 27 年度の調整額のうち、平成 26 年度と平成 27 年度の調整額における対前年増減額の差分について、平成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接続料原価に繰り延べて算定する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

平成 29 年度のドライカッパ及びメタル端末回線の接続料は、大規模利用事業者によるメタル電話サービスの提供終了や自己資本利益率の上昇といった要因により急激に上昇している。しかし、これらの要因はいずれも一時的なものであり、平成 30 年度以降はその要因による影響が定常化することが見込まれることから、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成 25 年7月 30 日 総務省総合通信基盤局)に示されている考え方に準じて調整

額の繰延べを実施することにより、調整額に起因する接続料水準の急激な変動の緩和が可能であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考える。

なお、NTT東日本・西日本は、平成30年度接続料について、平成28年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、上記繰延べによる調整額の増加の影響を抑制でき、また、その接続料水準については、需要の減少度合いが同様であれば、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないと想定している。

3. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請においては、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(※)を公衆電話発信機能及びディジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、

- (1)(平時にも発生する)特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除 して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるが、その場合、災害時等に、それまで 長年に渡り積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあ るため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること
- (2)特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東日本・西日本が関係事業者と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するということで全事業者の意見が合致したこと

を鑑みると、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置を実施することに一定の合理性があるものと考える。

- ※ 端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及びNTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。
- 4. PHS基地局回線管理機能廃止に係る調整額相当額の加算について

本件申請においては、PHS基地局回線管理機能に係る平成 27 年度における実績費用及び 調整額と実績収入の差額(平成 27 年度調整額相当額)を、ドライカッパの回線管理機能の接続 料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定が ないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、PHS基地局回線管理機能は、接続事業者がPHS基地局回線機能を申し込む際の受付等のための機能であるが、平成28年度にPHS基地局回線機能を廃止したことに伴い、本来、当該機能の平成29年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象がない。

しかしながら、PHS基地局回線管理機能を利用する接続事業者の需要がドライカッパの回線 管理機能に移行していることに加え、平成27年度の回線管理運営費は、PHS基地局回線、ドラ イカッパ、加入光ファイバの回線管理運営費を平均化して算定していることも踏まえると、PHS基地局回線管理機能に係る平成 27 年度調整額相当額を、ドライカッパの回線管理機能の接続料原価に加えることは、適正なコストの反映を図ることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考える。

(平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について)

審査事項	審査結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が		変更事項なし
適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)		
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に		接続料は接続料規則第4条に規
定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	^	定する機能ごとに定められており、
	適	かつ、接続料は適正かつ明確に定め
		られていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該		変更事項なし
指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信		
事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているこ		
と。(審査基準第 15 条(1)ウ)		
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適		変更事項なし
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)		
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の		変更事項なし
開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協		
定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接		
続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適		
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行		
規則第23条の4第2項第1号))		
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設		変更事項なし
置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の		
可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守		
を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする		
手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事		
業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべ		
き金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15		
条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第2号))		
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限		変更事項なし
る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき		
金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められている		
こと。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第3		
号))		
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、		変更事項なし
保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設		
備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負		
担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を	_	
加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められ		
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		
第4号))		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事		変更事項なし
業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正か		
つ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則		

第 00 冬 0 4 等 0 		
第 23 条の4第2項第5号))		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定め		変更事項なし
られていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第		
2項第6号))		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設	-	変更事項なし
備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答にお		
いて用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審		
査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第7号))		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解		変更事項なし
決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条		交叉争項なじ
	- -	
(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第8号))		本事を行り
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光		変更事項なし
信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合に		
あっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者		
が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信		
事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業		
者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装		
置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定め		
られていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第		
2項第9号))		
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条		変更事項なし
の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接		
収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接		
は		
信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために		
必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第		
15条(1)才(施行規則第23条の4第2項第10号))		
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な		変更事項なし
関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があると		
きは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基		
準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))		
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められ	-	変更事項なし
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		
第 12 号))		
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照ら		接続料は接続料規則に定める方
し公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))		法により算定された原価に照らし、
	適	公正妥当なものと認められる。な
	NEI NEI	お、乖離額調整の扱いについては別
		記のとおり。
 10 按结页条件式 第二番化宁康与洛尼凯供和黑土和黑土和康与洛尼		W=
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信		本件申請において、自己の電気通信が供えた。
事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続	適	信設備を接続することとした場合
することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査		の条件に比して不利なものとする
基準第 15 条(3))		旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするもの	\!- -	本件申請において、特定の電気通
でないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	信事業者に対し不当な差別的取扱
	, <u> </u>	いをする旨の記載は認められない。
	i	

(別記)

・乖離額調整の扱いについて

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額はOと規定されており(第 12 条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、平成27年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、現在の接続料算定期間(平成28年度~31年度)における加入光ファイバ接続料の認可時に計算した見込額との乖離額を、平成29年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

加入光ファイバ接続料については、既に接続料規則第3条ただし書に基づき接続料規則第 12 条 の2第1項の特例として将来原価方式の乖離額調整が認められているため、本件申請においても 当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考える。

(平成29年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について)

審査事項	審査結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が		施行規則第23条の4第1項で定
適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	適	める箇所における技術的条件が適
	旭	正かつ明確に定められていると認
		められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に		接続料は接続料規則第4条に規
定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	定する機能ごとに定められており、
	旭	かつ、接続料は適正かつ明確に定め
		られていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該		東日本電信電話株式会社及び西
指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信		日本電信電話株式会社(以下「NT
事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているこ		T東日本・西日本」という。) 及び
と。(審査基準第 15 条(1)ウ)	適	NTT東日本・西日本の指定電気通
	旭	信設備とその電気通信設備を接続
		する他の電気通信事業者の責任に
		関する事項が適正かつ明確に定め
		られていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適		変更事項なし
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)		
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の		変更事項なし
開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協		
定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接		
続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適		
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行		
規則第23条の4第2項第1号))		
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設		変更事項なし
置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の		
可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守		
を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする	_	
手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事		
業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべ		
き金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15		
条(1)才(施行規則第23条の4第2項第2号))		
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限		変更事項なし
る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき		
金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められている		
こと。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第3		
号))		

8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、 保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設 備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負 担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を 加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められ ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項 第4号))	_	変更事項なし
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第5号))	_	変更事項なし
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第 2項第6号))	_	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第7号))	適	他事業者が接続に関して行う請求において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていると認められる。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解 決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条 (1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第8号))	<u> </u>	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第9号))	_	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第 10 号))	_	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)才(施行規則第23条の4第2項第11号))		変更事項なし
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 12 号))	_	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照ら し公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	本件申請は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。

18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信 事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続 することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査 基準第15条(3))	71#1	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするもの でないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信 事業者に対し不当な差別的取扱い をする旨の記載は認められない。

(長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について)

審査事項	審査結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が		変更事項なし
適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)		
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に		接続料は、接続料規則第4条に規
定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	定する機能ごとに適正かつ明確に定
		められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該		変更事項なし
指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信		
事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているこ		
と。(審査基準第 15 条(1)ウ)		
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適		変更事項なし
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)工)		
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の		変更事項なし
開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協		
定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接		
続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適		
正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行	,	
規則第23条の4第2項第1号))		
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設		変更事項なし
置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の		
可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守		
を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする		
手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事		
業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべ		
き金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15		
条(1)才(施行規則第23条の4第2項第2号))		
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限		変更事項なし
る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき		
金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められている		
こと。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第3		
号))		
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、		他事業者が負担すべき工事費につ
保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設		いて、接続料の原価の算定方法に準じ
備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負		て計算されており、能率的な経営の下
担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を	適	における適正な原価に適正な利潤を加
加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められ		えた金額に照らし公正妥当なものが適
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		正かつ明確に定められていると認めら
第4号))		れる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事		変更事項なし
業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正か		
つ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則		
第 23 条の4第2項第5号))		

		1
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定め		変更事項なし
られていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第		
2項第6号))		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設		変更事項なし
備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答にお		文文于·宋·60
いて用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審		
査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第7号))		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解		変更事項なし
決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条		
(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第8号))		
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光		変更事項なし
信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合に		支文事項はU
あっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者		
が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信		
事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業		
者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装		
置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定め		
られていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第		
2項第9号))		
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条		変更事項なし
の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接		
収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接		
続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に		
相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通		
信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために		
必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第		
15条(1)才(施行規則第23条の4第2項第10号))		
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な		変更事項なし
関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があると		
きは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基		
準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))		
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められ		変更事項なし
ていること。(審査基準第 15 条(1)才(施行規則第 23 条の4第2項		支史事項はU
第 12 号))		
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照ら		接続料は、当該接続料の算定に用
し公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))		いられる資産及び費用が接続料規則
		第6条第1項に規定する総務大臣が通
		知する手順により整理されたものであ
	_ _	り、かつ、接続料規則第4章に規定す
	適	
	~	る算定方法により算定された接続料原
		価に基づいたものであることから、今般
		の申請内容は接続料規則の関係規定
		を満たしており、公正妥当なものと認め
		られる。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信		変更事項なし
事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続		
することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査		
基準第 15 条(3))		
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするもの	<u> </u>	本件申請において、特定の電気通
でないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	信事業者に対し不当な差別的取扱い
	~	をする旨の記載は認められない。
		C > O H - + HO-M(104HH) -> > 10.04 0

接続料と利用者料金との関係について

<目 次>

1	概要 …		1
2	利用者向	け料金と接続料金の水準の比較	
	東日本		6
	西日本		7

接続料と利用者料金との関係に関する検証

1. 経緯

- (1) 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)が行われている。
- (2) スタックテストの具体的な運用方法は次のとおり。
 - ① NTT東日本・西日本が、毎年度、加入電話・ISDN基本料、公衆電話、フレッツ光ネクストといった大括りのサービス区分ごとに接続料と利用者料金との関係を検証・公表する。
 - ② 総務省が、接続料の認可時に、優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にインターネット関連サービス)について、サービスごと、品目ごと、速度ごと(以下「サービスメニューごと」という。)に、接続料と利用者料金との関係を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告する。
- (3) スタックテストの運用方法については、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情通審第34号) を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) を策定した。
- (4) なお、上記答申においては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではないと提言されたことから、ガイドラインでは、そうした場合、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料の水準が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて論拠の提示を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料の水準を妥当と判断するとされている。

2. ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1)接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公 表時。

イ 検証区分

①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、⑧フレッツ光ネクスト、⑨フレッツ光ライト、⑩ひかり電話、⑪ビジネスイーサワイド

ウ検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- ① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
- ② 対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記①の認可時を除く。)

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスの うち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

ウ検証方法

|検証1| 各サービスメニューについて、利用者料金が接続料を上回っているか。|

検証2 各サービスブランドについて、営業費相当分が営業費の基準値(利用者料 金収入の20%)を上回っているか。

- ※ 営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の 基準値との関係の検証は、サービスブランド(接続料設定事業者により同種のサービスとして位置 づけられているサービスメニューの集合)を単位として実施することとされている。
- ※ ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証することとされている。

3 検証結果

ガイドラインに基づき、「フレッツ光ネクスト」*1、「フレッツ光ライト」、「フレッツ光プレミアム」*2、「ひかり電話」*3及び「ビジネスイーサワイド」について、NTT東日本・西日本に対して、検証に必要な資料の提出を求めた上で検証を行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

- ※1 「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成28年総務省令第97号)により新たにアンバンドルした優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用していることから、サービスメニューの一つであるプライオについても検証を実施。なお、フレッツ光ネクスト・プライオはNTT東日本のみが提供しているサービス。
- ※2 NTT西日本のみが提供しているサービス。
- ※3 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を用いて、NTT 東日本・西日本以外の電気通信事業者がNG N上で品質保証型の0AB-J IP電話サービスを提供する予定であることから、NTT東日本・西日本がNGN上で提供している0AB-J IP電話サービスであるひかり電話の利用者料金と、電話利用を想定した場合の「優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービス」の接続料等との関係について検証を実施。

NTT東日本

委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメ	=ュ-	利用者料金	接続料等	差分	利用者料金 との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ		5,200 円			0
	ビジネスタイプ		41,100円			0
	マンションタイプ	%	3,500 円			0
	(VDSL方式/	プラン1	2,900 円			0
	LAN配線方式)	プラン2	2,500 円			0
		≷ =B	3,500 円			0
		プラン1B	2,900 円			0
		プラン2B	2,500 円			0
	マンションタイプ	<u>=</u>	3,850 円			0
	(光配線方式)	プラン1	3,250 円			0
		プラン2	2,850 円			0
	プライオ		20,000円			0
フレッツ光ライト	ファミリータイプ		3,330 円			0
	マンションタイプ		2,530 円			0
ひかり電話		1,226 円			0	
優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機 能を用いた優先転送サービス(電話利用を想定した場合)		1,226 円			0	

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料 相当額	差分 (営業費比率)	利用者料金 との比較
ビジネスイーサ	MA 設備まで利用する場合	50,746 円			0
ワイド	県内設備まで利用する場合	68,010円			0

NTT西日本

委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		利用者料金	接続料等	差分 (営業費比率)	利用者料金 との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ		5,400 円			0
	ビジネスタイプ		41,100 円			0
	マンションタイプ	<u>=</u>	3,900 円			0
	(VDSL方式/	プラン1	3,100 円			0
	LAN配線方式)	プラン2	2,600 円			0
	マンションタイプ	<u> </u>	4,500 円			0
	(光配線方式)	プラン1	3,700 円			0
		プラン2	3,200 円			0
フレッツ光ライト	ファミリータイプ		3,493 円			0
	マンションタイプ		2,893 円			0
フレッツ光	マンションタイプ	<i>"</i> "	4,500 円			0
プレミアム	(VDSL方式/	プラン1	3,700 円	•		0
	LAN配線方式)	プラン2	3,200 円			0

		マンションタイプ	プラン1	4,000円	0
		(光配線方式)	プラン2	3,500 円	0
7	ひかり電話		1,234 円	0	
優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能 を用いた優先転送サービス(電話利用を想定した場合)		1,234 円	0		

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料 相当額	差分 (営業費比率)	利用者料金 との比較
ビジネスイーサ	MA 設備まで利用する場合	43,770 円			0
ワイド	県内設備まで利用する場合	62,484 円			0

(注) ○: スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×: スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ フレッツ光ネクスト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光ライト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光・プレミアム

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当 分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ ひかり電話

利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

また、電話利用を想定した場合の優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスについても、利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ ビジネスイーサワイド

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

※ ビジネスイーサワイドについては、NTT東日本・西日本が提供する「ビジネスイーサワイド」が、CUGタイプの利用者料金のみを設定しておりPVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料については、PVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づきCUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することとしている。これにより、PVCタイプの接続料算定の考え方及び手順の適正性が検証可能である。

また、CUGタイプの利用者料金はMA内料金が1Gb/s ごとの設定となっており、また、事業者ごとのバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとしている。具体的には、MA設備まで利用する場合と、Q県内設備まで利用する場合の1回線あたりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証することとしている。

これらの検証を行った結果、上記の検証の基準を満たすものと判断されれば、PVCタイプの接続料についても、適正なものと判断されるとの考えに基づき判断している。

【東日本】

平成27年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

			(単位:18円)
サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	2,786	2,223	563
加入電話・ISDN通話料	259	140	119
公衆電話(ディジタル公衆を含む)	10	69	▲ 59
番号案内	13	46	▲ 33
Вフレッツ	89	32	57
フレッツADSL	186	49	137
フレッツISDN	12	6	6
フレッツ光ネクスト	4,358	1,647	2,711
フ レ ッ ツ 光 ラ イ ト	231	141	90
ひ か り 電 話	1,290	290	1,000
ビジネスイーサワイド	258	118	140

⁽注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を 乗じて算定しております。

⁽注2)加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の364億円は含んでいません。

【西日本】

平成27年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

			(単位: 18円)
サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	2,797	2,218	579
加入電話・ISDN通話料	238	128	110
公衆電話(ディジタル公衆を含む)	10	56	A 46
番号案内	16	49	▲ 33
Вフレッツ	901	356	545
フレッツADSL	206	73	133
フレッツISDN	16	9	7
フレッツ光ネクスト	2,675	1,261	1,414
フレッツ光ライト	160	115	45
ひ か り 電 話	1,182	281	901
ビジネスイーサワイド	191	91	100

⁽注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を 乗じて算定しております。

⁽注2)加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の332億円は含んでいません。